

住田町過疎地域持続的発展計画
(令和8年度～令和12年度)

住 田 町

目次

第1 基本的な事項

1 住田町の概況	
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
1 自然的条件	
2 歴史的条件	
3 社会的条件	
4 経済的条件	
(2) 過疎の状況	3
(3) 社会経済的発展の方向	3
2 人口及び産業の推移と動向	
(1) 人口の推移と動向	4
(2) 産業の推移と動向	8
3 行財政の状況	
(1) 行政の状況	10
(2) 財政の状況	12
(3) 主要公共施設等の整備状況	14
4 地域の持続的発展の基本方針	15
5 地域の持続的発展の基本目標	16
6 計画の達成状況の評価に関する事項	16
7 計画期間	16
8 公共施設等総合管理計画との整合	17

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点	
(1) 移住・定住	18
(2) 地域間交流	18
(3) 人材育成	19
2 その対策	
(1) 移住・定住	19
(2) 地域間交流	19
(3) 人材育成	19
3 事業計画	20
4 公共施設等総合管理計画等との整合	23

第3 産業の振興

1 現況と問題点	
(1) 農業	24
(2) 林業	25
(3) 地場産業・起業	26
(4) 企業誘致	27
(5) 商業	27
(6) 観光・レクリエーション	28
(7) その他	29
2 その対策	
(1) 農業	29
(2) 林業	30
(3) 地場産業・起業	30
(4) 企業誘致	31
(5) 商業	31
(6) 観光・レクリエーション	31
(7) その他	31
3 事業計画	32
4 産業振興促進事項	39
5 公共施設等総合管理計画等との整合	39

第4 地域における情報化

1 現況と問題点	40
2 その対策	40
3 事業計画	40
4 公共施設等総合管理計画等との整合	41

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点	
(1) 道路	42
(2) 交通	42
2 その対策	
(1) 道路	43
(2) 交通	43
3 事業計画	44
4 公共施設等総合管理計画等との整合	44

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点	
(1) 水道施設	45
(2) 下水処理施設	45
(3) 廃棄物処理施設	45
(4) 消防施設	46
(5) 町営住宅	47
(6) その他	47
2 その対策	
(1) 水道施設	47
(2) 下水処理施設	47
(3) 廃棄物処理施設	48
(4) 消防施設	48
(5) 町営住宅	48
(6) その他	48
3 事業計画	49
4 公共施設等総合管理計画等との整合	50

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点	
(1) 子育て環境の確保	51
(2) 高齢者福祉施設	51
(3) 障がい者福祉施設	52
(4) その他	52
2 その対策	
(1) 子育て環境の確保	53
(2) 高齢者福祉施設	53
(3) 障がい者福祉施設	54
(4) その他	54
3 事業計画	54
4 公共施設等総合管理計画等との整合	56

第8 医療の確保

1 現況と問題点	57
2 その対策	57
3 事業計画	58
4 公共施設等総合管理計画等との整合	59

第9 教育の振興

- 1 現況と問題点
 - (1) 学校教育 60
 - (2) 集会施設、体育施設等 61
- 2 その対策
 - (1) 学校教育 62
 - (2) 集会施設、体育施設等 62
- 3 事業計画 62
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合 64

第10 集落の整備

- 1 現況と問題点 65
- 2 その対策 65
- 3 事業計画 66
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合 66

第11 地域文化の振興等

- 1 現況と問題点 67
- 2 その対策 68
- 3 事業計画 68
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合 68

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

- 1 現況と問題点 69
- 2 その対策 69
- 3 事業計画 69
- 4 公共施設等総合管理計画等との整合 70

第13 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） 71

第1 基本的な事項

1-1 住田町の概況

1-1 (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(1) 自然的条件

本町は、岩手県の東南部に位置し、南東は大船渡市、南は陸前高田市、北東は釜石市、北は遠野市、西は奥州市、南西は一関市に接しており、東西約 31 km、南北約 19 km で 334.84 km²の面積を有しています。

地形は、その四方を標高 600～1,300m の山々に囲まれ、総面積の約 90% が山地で占められています。平坦地は少なく、町北東部から大きく西部に蛇行して南下する気仙川とその支流沿いに集落や農耕地などが点在しています。

気候は、沿岸部に比較的近いことから海洋性の気候と内陸的な気候の影響を受ける地域となっています。年平均気温は 12.6℃ で、冬季は北部で 20～30 cm、南部で 10～15 cm の積雪があります。

表－1 気象概況（住田観測所）

年次・月	気温 (°C)			風速 (m/秒)		日照時間 (h)	降水量 (mm)	
	平均	最高	最低	平均	最大		合計	1日最大
令和2年	11.5	36.7	-10.3	1.8	12.0	1490.4	1,293.5	76.5
令和3年	11.4	35.6	-13.3	1.8	12.0	1601.1	1,695.5	162.0
令和4年	11.2	35.4	-9.9	1.8	10.7	1811.3	1,412.0	83.5
令和5年	12.5	36.3	-10.1	1.9	12.0	1938.6	1,454.0	66.5
令和6年	12.6	34.2	-8.5	2.0	11.2	1909.8	1,458.5	100.0
1月	1.4	11.3	-8.5	2.1	10.1	152.0	127.0	100.0
2月	2.1	17.3	-5.9	2.3	11.2	134.2	32.0	9.5
3月	3.5	17.1	-8.3	2.5	11.2	151.3	143.5	82.0
4月	12.7	28.0	-0.5	2.2	10.7	202.6	84.5	52.0
5月	15.7	29.2	4.2	2.1	10.8	212.4	95.5	40.0
6月	19.8	32.2	9.0	1.8	7.3	196.0	95.5	20.0
7月	24.1	34.2	14.0	1.7	7.2	137.9	246.0	45.5
8月	25.9	33.3	20.8	1.6	6.6	145.7	273.5	89.0
9月	21.5	33.8	9.0	1.5	6.9	138.6	220.0	55.5
10月	15.6	29.3	2.8	1.7	7.6	138.0	61.0	14.5
11月	7.7	22.7	-3.1	1.8	8.3	164.4	61.5	20.0
12月	1.5	12.5	-6.4	2.2	9.3	136.7	18.5	7.5

(出典 気象庁 HP 「過去の気象データ」)

（２）歴史的条件

本町に村落が形成されたのは、奥州藤原氏の頃であり、金の産地として多くの労働者や商人が集まり、内陸部と沿岸部を結ぶ宿場町として発展してきました。藤原氏、葛西氏、伊達氏の統治下の後、明治２年の廃藩置県により当初は江刺県に、さらに一関県、磐井県、水沢県、宮城県、明治９年５月に岩手県に編入されました。

町村合併促進法に基づき、昭和３０年４月１日に世田米町、上有住村、下有住村の１町２村が合併し、住田町が誕生しました。

（３）社会的条件

本町と定住自立圏を形成する大船渡市までは約１８km、東北新幹線の水沢江刺駅がある奥州市までは約５０km、県都盛岡市までは約９０kmの距離にあります。

道路は、北上市と大船渡市を結ぶ国道１０７号、遠野市と陸前高田市を結ぶ国道３４０号、奥州市と大船渡市を結ぶ国道３９７号の３路線と、釜石市、遠野市、大船渡市、陸前高田市などを結ぶ一般県道４路線があります。また、近年では東北横断自動車道釜石秋田線の滝観洞ICや遠野住田IC、そこに接続している三陸縦貫自動車道の全線開通もあり、交通の利便性の向上と町外との交流の活性化が図られています。

鉄道は、町の北東部をＪＲ釜石線が走り、町内唯一の鉄道駅である上有住駅がありますが、本町と他地域を結ぶ主要な交通手段にはなっていないなど、移動手段として十分に活用できていません。

（４）経済的条件

本町の産業の中心は、終戦前までは、広大な原野に依存した軍馬飼育と恵まれた森林資源に支えられた木炭生産が中心でした。終戦後は、軍馬飼育が衰えたことから酪農が導入され、製炭と合わせて主要産業となりましたが、酪農は地理的条件から規模拡大ができず、木炭生産についてもエネルギー革命により衰退しました。その後、本町は豊かな森林資源と少ない耕地を集約的に活用した農林業を基幹産業として今日まで発展を遂げてきました。

農業は、耕地面積や日照時間、水温、浅い耕土などの自然条件や、市場までの距離が遠いという社会条件からも、決して恵まれた環境ではありませんでした。そのような中、古くは稲作を中心に、酪農や養蚕、葉たばこなどを営んできましたが、昭和４０年代からの高度経済成長期に入ると、他の地域では機械化・効率化の推進により、生産量が増加した一方で、本町の手作業中心の小規模農業では変化に対応できなくなりました。そこで、昭和４６年に第２次農業基本計画を策定し、集約的複合経営の推進や自立経営農家の育成などによる農業所得の向上を目指す、いわゆる「住田型農業」を築き上げてきました。その後、農家数の減少などにより耕種農業が衰退し、現在は畜産が農業生産の大半を占めています。

林業は、昭和５３年に林業振興計画を策定し、拡大造林の推進とともに、素材生産から製材、集成材加工、プレカット、住宅建築に至る町産材の加工、流通の拠点づくりに取り組んできました。その後、森林・林業の活性化を図るだけでなく、森林資源の有効活用や環境に配慮した森林経営の確立も合わせてまちづくりを進めるために、平成１６

年に第3次林業振興計画を策定し、「森林・林業日本一のまちづくり」をスローガンに掲げ、町の基幹産業として積極的に事業を展開しています。

また、役場庁舎をはじめとする公共施設には、町産材を積極的に利用するとともに、木材加工において産出される木くずなどの未利用資源を加工した木質ペレットを燃料とする木質ペレットストーブやボイラーなどの燃焼機器を積極的に導入するなど、再生可能エネルギーの導入を進めています。

1-1 (2) 過疎の状況

本町の人口は、町村合併時である昭和30年の13,121人をピークに、令和2年には5,045人となり、65年間で8,076人と6割以上も減少しています。

こうした中で、昭和55年に制定された過疎地域振興特別措置法により過疎地域指定を受け、過疎対策事業を行ってきました。

町道の整備については、特に重点的に国・県道の改良と連動しながら進めた結果、昭和55年度から令和6年度までの間で、改良率が21.5%から56.7%、舗装率が18.1%から56.6%となっています。

また、情報通信基盤の整備については、平成20年に町内全域に光ファイバー網を敷設し、情報格差の解消に努めました。

産業分野では、農林業の振興による地域経済の活性化に努め、農林道整備や森林整備事業を積極的に進めるとともに、花き野菜種苗センターの建設、施設型畜産の拡大、木材加工流通施設の整備などにより、農林家所得の向上に成果を上げてきました。

教育分野では、小中学校の学校教育施設、学校給食センター、運動公園、体育施設の整備を着々と進めてきました。

また、高齢者福祉分野では、保健、医療、福祉の活動拠点施設として、保健福祉センター、高齢者生活福祉センター、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターを整備し、高齢化社会に対応したサービスの充実に努めました。

生活環境分野においては、簡易水道施設や公共下水道施設の整備、消防施設設備の充実、定住促進のための町営住宅の建設や空き家の改修など快適で持続可能な住環境や生活基盤の整備に努めてきました。

これらの過疎対策事業を推進することにより、生活基盤の整備や様々なサービスの確保を図ってきましたが、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない状況となっています。

1-1 (3) 社会経済的発展の方向

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の令和6年3月推計（以下「令和5年推計」）によると、令和22年（2040年）における本町の人口は3,182人で、高齢化率は49.6%と予測されています。

人口減少に加えさらに高齢化が進むことによって、経済活動の縮小による雇用の場の減少がさらに人口減少に拍車をかけ、ひいては集落の共助の縮小が課題として想定されます。

このことから本町では、令和6年度に地方版総合戦略を内包する「住田町総合計画（以

下「総合計画」という。)」を策定し、基本理念に「豊かな森と水に育まれ 安心した暮らしの中でにぎわいがあふれる 共生のまち 住田」を掲げ、「医・食・住・地域経営」の4つの政策軸に沿った各種施策を推進することにより、人口減少のスピードを緩やかにすると共に、人口減少社会に適応し、少ない人口でも豊かで活力のある暮らしの実現に向けて取り組むこととしています。

その実現には、町民と行政とが一体となった協働による施策の推進に加え、国や県、さらには、定住自立圏を形成する大船渡市などとの連携による総合的な事業展開が必要となります。

1-2 人口及び産業の推移と動向

1-2 (1) 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和30年の13,121人をピークに減少し続け、令和2年には5,045人となり、この間で6割以上も減少しています。また、平成27年から令和2年までの人口増減率は、全国の $\Delta 0.7\%$ 、県の $\Delta 5.8\%$ に対し、本町は $\Delta 11.8\%$ となっています。これは、過去最も減少の割合が高かった平成17年から平成22年までの増減率 $\Delta 9.6\%$ を超え、過去最大の減少率となっています。

年齢階層別にみると、全ての階層で減少していますが、特に15歳から64歳までの増減率が $\Delta 17.0\%$ と過去最大の減少率となっています。また、0～14歳の人口割合（若年者比率）は8.5%、65歳以上人口の割合（高齢者比率）は45.3%と平成27年と比較すると若年者比率は0.2ポイントの減少、高齢者比率は4.0ポイントの増加となり、少子高齢化がさらに進んでいます。

世帯数は、昭和30年の2,058世帯からピークである昭和55年の2,294世帯まで増え続け、以降は増加と減少を繰り返し、令和2年は1,981世帯とピーク時に比べ、13.7%減少しています。また、1世帯当たりの人口は、昭和30年の6.4人に比べ、令和2年は2.5人と半数以上も減少し、核家族化が進行しています。

住民基本台帳における令和2年度から令和6年度までの人口動態をみると、自然増減については、出生数の平均が14人、死亡数の平均が115人と、大幅な自然減となっています。同じく社会増減については、転入者数の平均が80人、転出者数の平均が126人であり、転出数が転入数を46人上回っています。

また、社人研の令和5年推計における令和22年（2040年）の本町の人口は3,182人と予測されていることから、人口減少を抑制するための着実な取り組みが必要となっています。

表-2 人口及び世帯数の推移

年次	人口			世帯数	1 km ² 当り人口	1世帯当り人口	人口の指数	世帯の指数
	総数	男	女					
昭和30年	13,121	6,282	6,839	2,058	39.2	6.4	100	100.0
昭和35年	12,619	5,954	6,665	2,176	37.7	5.8	96.2	105.7
昭和40年	11,449	5,379	6,070	2,226	34.2	5.1	87.3	108.2
昭和45年	10,397	4,925	5,472	2,270	31.1	4.6	79.2	110.3
昭和50年	9,585	4,569	5,016	2,259	28.6	4.2	73.1	109.8
昭和55年	9,036	4,344	4,692	2,294	27.0	3.9	68.9	111.5
昭和60年	8,702	4,150	4,552	2,241	26.0	3.9	66.3	108.9
平成2年	8,228	3,927	4,301	2,246	24.6	3.7	62.7	109.1
平成7年	7,783	3,730	4,053	2,204	23.2	3.5	59.3	107.1
平成12年	7,305	3,485	3,820	2,168	21.8	3.4	55.7	105.3
平成17年	6,848	3,265	3,583	2,174	20.5	3.1	52.2	105.6
平成22年	6,190	2,959	3,231	2,081	18.5	3.0	47.2	101.1
平成27年	5,720	2,763	2,955	2,117	17.1	2.7	43.6	102.9
令和2年	5,045	2,470	2,575	1,981	15.1	2.5	38.4	96.3

(出典 国勢調査)

表-3 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 12,619	% —	人 11,449	% △ 9.3	人 10,397	% △ 9.2	人 9,585	% △ 7.8	人 9,036	% △ 5.7
0歳～14歳	4,671	—	3,999	△ 14.4	3,000	△ 25.0	2,249	△ 25.0	1,822	△ 19.0
15歳～64歳	6,870	—	6,356	△ 7.5	6,251	△ 1.7	6,071	△ 2.9	5,844	△ 3.7
うち15歳～29歳 (a)	2,566	—	1,937	△ 24.5	1,829	△ 5.6	1,720	△ 6.0	1,563	△ 9.1
65歳以上 (b)	1,078	—	1,094	1.5	1,146	4.8	1,265	10.4	1,370	8.3
(a)／総数 若年者比率	20.3%	—	16.9%	—	17.6%	—	17.9%	—	17.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	8.5%	—	9.6%	—	11.0%	—	13.2%	—	15.2%	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,702	% △ 3.7	人 8,228	% △ 5.4	人 7,783	% △ 5.4	人 7,305	% △ 6.1	人 6,848	% △ 6.3
0歳～14歳	1,546	△ 15.1	1,314	△ 15.0	1,120	△ 14.8	880	△ 21.4	690	△ 21.6
15歳～64歳	5,566	△ 4.8	5,100	△ 8.4	4,508	△ 11.6	4,015	△ 10.9	3,661	△ 8.8
うち15歳～29歳 (a)	1,287	△ 17.7	1,027	△ 20.2	867	△ 15.6	855	△ 1.4	802	△ 6.2
65歳以上 (b)	1,590	16.1	1,814	14.1	2,155	18.8	2,410	11.8	2,497	3.6
(a)／総数 若年者比率	14.8%	—	12.5%	—	11.1%	—	11.7%	—	11.7%	—
(b)／総数 高齢者比率	18.3%	—	22.0%	—	27.7%	—	33.0%	—	36.5%	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,190	% △ 9.6	人 5,720	% △ 7.6	人 5,045	% △ 11.8
0歳～14歳	572	△ 17.1	482	△ 15.7	376	△ 22.0
15歳～64歳	3,220	△ 12.0	2,871	△ 10.8	2,382	△ 17.0
うち15歳～29歳 (a)	685	△ 14.6	498	△ 27.3	428	△ 14.1
65歳以上 (b)	2,398	△ 4.0	2,365	△ 1.4	2,287	△ 3.3
(a)／総数 若年者比率	11.1%	—	8.7%	—	8.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	38.7%	—	41.3%	—	45.3%	—

(出典 国勢調査)

表-4 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	7,451	—	6,994	—	△ 6.1	6,376	—	△ 8.8	5,884	—	△ 7.7
男	3,583	48.1	3,353	47.9	△ 6.4	3,087	48.4	△ 7.9	2,871	48.8	△ 7.0
女	3,868	51.9	3,641	52.1	△ 5.9	3,289	51.6	△ 9.7	3,013	51.2	△ 8.4

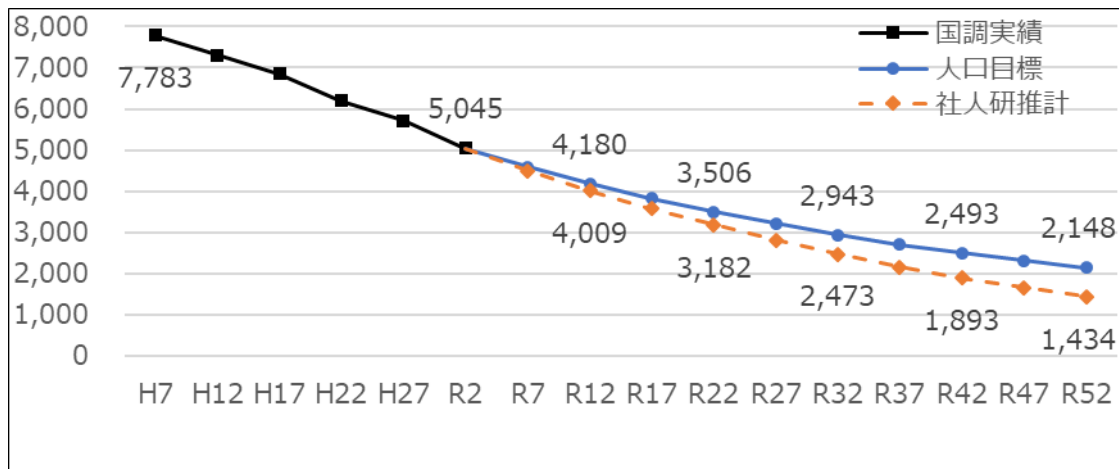
区分	平成31年3月31日			令和2年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	5,345	—	△ 9.2	5,203	—	△ 2.7
男 (外国人住民除く)	2,604	56.4	△ 9.3	2,549	49.0	△ 2.1
女 (外国人住民除く)	2,741	59.3	△ 9.0	2,654	51.0	△ 3.2
参考	男 (外国人住民)	43	47.8	48	42.9	11.6
	女 (外国人住民)	47	52.2	64	57.1	36.2

区分	令和6年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	4,620	—	△ 11.2	4,493	—	△ 2.7
男 (外国人住民除く)	2,281	49.4	△ 10.5	2,215	49.3	△ 2.9
女 (外国人住民除く)	2,339	50.6	△ 11.9	2,278	50.7	△ 2.6
参考	男 (外国人住民)	60	49.2	80	56.3	33.3
	女 (外国人住民)	62	50.8	62	43.7	0.0

区分	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
転入	93	—	80	△ 14.0	64	△ 20.0	92	43.8	71	△ 22.8
転出	160	—	122	△ 23.8	124	1.6	115	△ 7.3	108	△ 6.1
出生	17	—	20	17.6	11	△ 45.0	14	27.3	6	△ 57.1
死亡	104	—	127	22.1	105	△ 17.3	128	21.9	110	△ 14.1

(出典 住民基本台帳)

図-1 人口の見通し



(出典 住田町総合計画)

1-2 (2) 産業の推移と動向

本町の就業者数は、昭和35年が最も多く6,045人で、このうち第1次産業が4,410人(72.9%)、第2次産業が590人(9.8%)、第3次産業が1,045人(17.3%)となっています。その後は産業構造の変化により、建設業や製造業、商工業といった第2次、第3次産業が成長し、令和2年には第1次産業が436人(17.6%)、第2次産業が824人(33.4%)、第3次産業が1,209人(49.0%)となっています。

特に本町の基幹産業である農林業を中心とする第1次産業では、昭和35年から令和2年までの間に3,974人(90.1%)低下し、構成比も55.3ポイント低下しています。

また、就業者数全体で見ても、東日本大震災の復興特需とみられる一時的な増加はあったものの、減少が続いており、令和2年は過去最も少ない2,469人となっています。

これを年代別にみると、10歳代は15人(0.6%)、20歳代は246人(10.0%)、30歳代は381人(15.4%)、40歳代は439人(17.8%)、50歳代は537人(21.7%)、60歳代は551人(22.3%)、70歳代以上は300人(12.2%)であり、60歳代が最も多く、次いで50歳代、40歳代となっています。

また、第1次産業の就業者数を年代別で見ると、最も多いのは70歳代の144人、次いで60歳代の117人となっている一方、10歳代と20歳代を合わせても17人のみとなっており、基幹産業の高齢化が進んでいます。

表－5 産業別人口の動向

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,045	—	人 5,407	% △10.6	人 5,306	% △1.9	人 4,936	% △7.0	人 4,914	% △0.4
第1次産業	4,410	—	3,548	△19.5	2,968	△16.3	2,404	△19.0	1,911	△20.5
就業人口比率	72.9%		65.6%		55.9%		48.7%		38.9%	
第2次産業	590	—	753	27.6	1,078	43.2	1,257	16.6	1,601	27.4
就業人口比率	9.8%		13.9%		20.3%		25.5%		32.6%	
第3次産業	1,045	—	1,106	5.8	1,260	13.9	1,275	1.2	1,402	10.0
就業人口比率	17.3%		20.5%		23.7%		25.8%		28.5%	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,839	% △1.5	人 4,600	% △4.9	人 4,251	% △7.6	人 3,712	% △12.7	人 3,335	% △10.2
第1次産業	1,999	4.6	1,546	△22.7	1,268	△18.0	902	△28.9	834	△7.5
就業人口比率	41.3%		33.6%		29.8%		24.3%		25.0%	
第2次産業	1554	△2.9	1696	9.1	1,622	△4.4	1,441	△11.2	1,164	△19.2
就業人口比率	32.1%		36.9%		38.2%		38.8%		34.9%	
第3次産業	1,286	△8.3	1,358	5.6	1,361	0.2	1,369	0.6	1,335	△2.5
就業人口比率	26.6%		29.5%		32.0%		36.9%		40.1%	

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,804	% △15.9	人 2,850	% 1.6	人 2,469	% △13.4
第1次産業	631	△24.3	563	△10.8	436	△22.6
就業人口比率	22.5%		19.8%		17.6%	
第2次産業	889	△23.6	947	6.5	824	△13.0
就業人口比率	31.7%		33.3%		33.4%	
第3次産業	1,282	△4.0	1,338	4.4	1,209	△9.6
就業人口比率	45.8%		47.0%		49.0%	

(出典 国勢調査)

表－6 年代別就業者数の動向 (令和2年)

区分	総数	19歳以下	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳以上
全産業	2,469	15	246	381	439	537	551	300
	構成比	0.6	10.0	15.4	17.8	21.7	22.3	12.2
第1次産業	436	2	15	48	42	68	117	144
	構成比	0.5	3.4	11.0	9.6	15.6	26.8	33.0

(出典 国勢調査)

1-3 行財政の状況

1-3 (1) 行政の状況

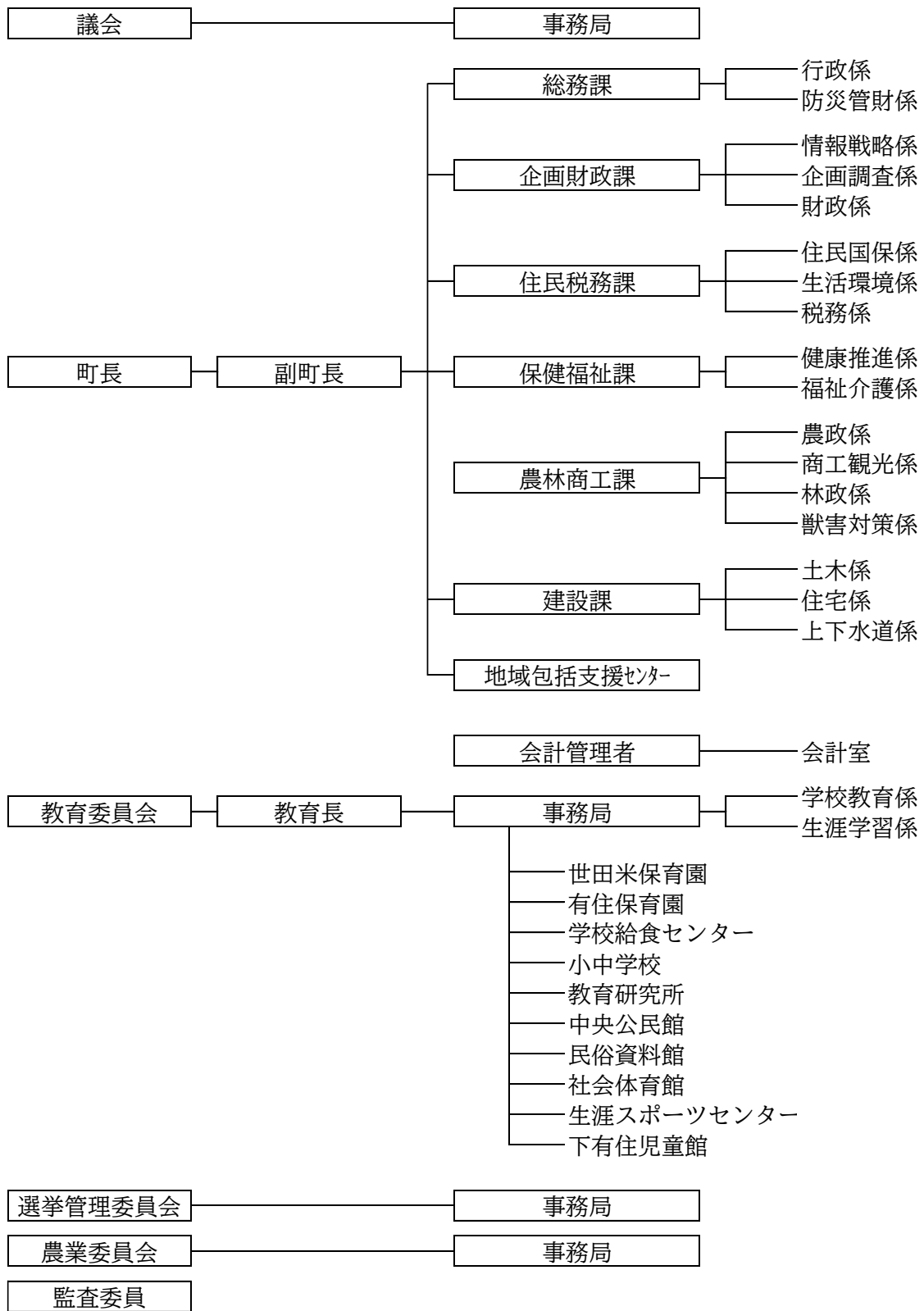
令和7年4月現在の行政機構は、図-2に記載のとおり6課4事務局、地域包括支援センターのほか、2つの保育園と小学校が2校、中学校が1校となっています。令和7年4月現在の職員数は、106人となり令和3年の106人から横ばいで推移しています。

近年、社会経済情勢や町民意識の変化、地方分権の推進などにより、行政需要は複雑、多様化すると共に急速に増大しています。これらに適切に対処するため、職員の資質向上や事務の簡素合理化、デジタル化、外部委託などの高度化や効率化に努めています。

また、交通網や通信網が整備され日常生活圏が拡大していることへの対応や、行政事務の効率化のため、平成10年3月には大船渡市、陸前高田市とともに気仙広域連合を設立し、ふるさと市町村圏基金事業や職員の共同研修事業、し尿処理、介護保険法に基づく審査判定業務を行ってきました。消防とごみ処理についても、大船渡地区消防組合、大船渡地区環境衛生組合の一部事務組合で実施しているほか、ごみ処理については、平成18年4月に大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町と岩手沿岸南部広域環境組合を設立し、平成23年から岩手沿岸南部クリーンセンターが稼動しています。

さらに、令和元年10月には中心市宣言を行った大船渡市と定住自立圏形成協定を締結し、互いに連携・協力し、役割を分担して、圏域住民が健康で安心して暮らすために必要な生活機能の確保や圏域全体の活性化を図るため、令和2年3月に大船渡・住田定住自立圏共生ビジョンを策定しています。

図-2 行政機構



1-3 (2) 財政の状況

本町の財政状況をみると、歳入では、一般財源が平成 27 年度の 36 億 7,459 万 1 千円に比べ、令和 6 年度は 45 億 3,972 万 8 千円と 23.6%増加しています。地方債は、平成 27 年度の 6 億 2,880 万円から令和 6 年度の 4 億 2,676 万 8 千円と 47.3%減少しています。これは、平成 27 年度の特別養護老人ホーム改築などによる影響が出ているものと考えられます。

地方債残高については、令和 6 年度末で 47 億 4,510 万 8 千円となっており、公債費負担比率と実質公債費比率は、令和 2 年度と比べ、それぞれ 1.4 ポイント、3.0 ポイント減少しています。

一方、歳出については、人件費や公債費の増加により、令和 6 年度の義務的経費は、平成 27 年度と比較すると 18.5%増加しています。

投資的経費については、上有住地区公民館の建設事業が終了するなど普通建設事業が大幅に減少したことにより、平成 27 年度の 9 億 6,417 万 6 千円から令和 6 年度の 5 億 6,210 万 6 千円と 41.7%減少しています。

今後においても、地方税をはじめとする自主財源が極めて乏しく、財政運営の多くを地方交付税や地方債に依存せざるを得ない状況が見込まれることから、引き続き自主財源確保に努め安定した財政基盤の確立を図る必要があります。

表－7 財政（普通会計）の状況

(単位：千円)

区分	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	5,271,444	5,930,483	5,805,265
一般財源	3,674,591	4,031,227	4,539,728
国庫支出金	283,709	837,395	303,290
都道府県支出金	361,216	257,179	241,405
地方債	628,800	623,053	426,768
うち過疎債	614,400	512,100	340,900
その他	323,128	181,629	294,074
歳出総額 B	5,101,776	5,767,946	5,667,829
義務的経費	1,846,393	2,044,947	2,187,650
投資的経費	964,176	741,737	562,106
うち普通建設事業	963,497	732,315	562,103
その他	2,291,207	2,981,262	2,918,073
過疎対策事業費	329,600	421,009	457,916
歳入歳出差引額C (A－B)	169,668	162,537	137,436
翌年度へ繰り越すべき財源D	55,143	49,145	21,457
実質収支 (C－D)	114,525	113,392	115,979
財政力指数	0.17	0.19	0.22
公債費負担比率	15.1	16.4	15.0
実質公債費比率	6.4	9.6	6.6
起債制限比率	4.0	4.9	4.9
経常収支比率	81.9	88.6	81.3
将来負担比率	—	—	—
地方債残高	6,169,630	5,992,074	4,745,108

(出典 地方財政状況調査)

表－8 自主財源比率

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
指数	20.9	21.8	21.1	27.3	24.4	18.7	19.4	26.0	21.7	28.4

(出典 地方財政状況調査)

1-3 (3) 主要公共施設等の整備状況

令和6年度末の町道の改良率は56.7%、舗装率は56.6%、水道普及率は65.6%、水洗化率は59.9%で、年々整備が進んでいます。

しかしながら、334.84 km²と広大な面積を有する本町では、集落が散在している影響から、類似団体と比べ、道路・水道等のインフラ整備が進んでいない状況にあり、計画的、効率的な整備が必要です。

なお、水道普及率は、令和2年度末の67.8%から令和6年度末の65.6%へと2.2%減少していますが、これは、給水区域内においても人口減少が進行していることが主な要因と考えられます。

表-9 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	21.5	36.4	49.8	54.5	56.4	56.7
舗装率 (%)	18.1	36.2	48	53.9	56.2	56.6
農道延長 (m)	—	—	—	14,811	14,811	14,811
耕地1ha当たり農道延長 (m)	47.2	16.1	—	—	—	—
林道延長 (m)	—	—	—	90,339	89,239	89,239
林野1ha当たり林道延長 (m)	6.1	17.9	18.7	—	—	—
水道普及率 (%)	23.1	25.4	36.9	54.8	67.8	65.6
水洗化率 (%)	—	2.3	16.6	44.6	56.7	59.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	10.3	12.7	—	—	—	—

(出典 公共施設状況調査)

1-4 地域の持続的発展の基本方針

岩手県が策定した過疎地域持続的発展方針に基づき、本町における現況と問題点を踏まえて、今後の方向を定めることとします。

1-4 (1) 基本方針

本町では、令和6年度に地方版総合戦略を内包した総合計画を策定しました。「医・食・住・地域経営」の政策軸のもと施策を展開し、SDGsとの関連性を考慮しながら持続可能な町づくりを進めています。

本計画においては、総合計画に基づき、今後のまちづくりの取り組みによって目指すべき町の姿を表すスローガンとして「豊かな森と水に生まれ 安心した暮らしの中でにぎわいがあふれる 共生のまち 住田」を掲げ、目指す将来像を以下のとおり定めます。

豊かな森と水に生まれ

- ・ 森林の「森」と川の「水」に代表される自然こそがこの町の宝であり、「人」も「風景」も「産業」も「文化」も、この豊かな自然の中で育まれていくものです。
- ・ 先人たちが築いてきたこの町をしっかりと受け継ぎ、そこに現代の新たな考え方や技術を融合させながら、次代を担う「子供たち」によりよい未来をつないでいきます。

安心した暮らしの中でにぎわいがあふれる

- ・ 充実した医療や福祉、防災等により、誰もが安心の中で暮らすことができます。
- ・ また、活気あふれる産業や、かつて宿場町だったこの地に根付くもてなしの心による人々の交流、地域コミュニティが生み出すにぎわいは、人々に明日への活力をもたらします。
- ・ 「安心」した中で「にぎわい」がいたるところで感じられる、豊かな暮らしの実現を目指します。

共生のまち 住田

- ・ 「共生」とは、人と人とが支え合うだけでなく、人と自然、自然と産業、自然と文化といった様々なものがつながり支え合うことです。
- ・ また、年代や性別、宗教や国籍など、様々な違いを理解し合い、その多様性を認め合うことが共生のまちにつながります。
- ・ 誰もが自らの希望や力を発揮して活躍するとともに、お互いが支え合い、行政や住民、企業、団体など様々な主体が共に地域を創り上げることで、誰一人取り残さない地域共生社会を目指します。

1-5 地域の持続的発展の基本目標

基本方針に基づき、将来目指すべき方向性を踏まえ、以下のとおり、基本目標を定め、実現を目指します。

「医」

生涯にわたり健康な身体と豊かな心を育み、町民の健やかな人生の実現を目指し、「健康でいきいきと暮らせる地域づくり」、「心豊かでたくましい子供の育成」、「生涯を通じた学びと文化の創造と継承」に取り組みます。

「食」

暮らしの糧となる産業を振興して活力と賑わいあふれる街の実現を目指し、「豊かな暮らしを支える産業振興」に取り組みます。

「住」

誰もが安心して快適に暮らせるよう、安全で利便性の高い町の実現を目指し、「安全で安心な暮らしを支える社会基盤」、「安全で安心な暮らしを支える体制強化」、「快適で過ごしやすい生活環境の整備」に取り組みます。

「地域経営」

町内外で様々な人がつながり、多様な主体が協働・連携する町づくりを目指すとともに、中長期的かつ広い視野で将来を展望して着実に挑戦的な行政運営を目指し、住民主体による支えあいの地域づくり、「町外とつながり町内に迎え入れる地域づくり」、「戦略的な行政の運営」に取り組みます。

人口の目標

本町の今後の人口目標は、図-1の「人口見通し」と同様に、令和22年（2040年）の目標人口を3,500人、本計画最終年となる令和13年の目標人口を4,180人と設定します。

1-6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の施策の評価と進捗管理は、総合計画と一体的に行うこととし、原則毎年度、本町の課長補佐級の職員で構成する「住田町総合計画庁内推進委員会」での協議結果を基に、学識経験者や住民等で構成する「住田町総合計画推進委員会」において実施することとします。

その際、施策に対する満足度等を把握するため、住民アンケートを実施し、各委員会においてその結果を分析し、次の施策の展開に反映していくものとします。

1-7 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年間とします。

1-8 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

2-1 現況と問題点

(1) 移住・定住

少子高齢化に伴う人口減少問題が喫緊の課題であり、今後のまちづくりにおいても、課題解決に向けた対策は必要不可欠です。

社会減の主な要因は、20代前後の転出によるもので、進学先や就職先の選択肢が町内又は近隣に少ないことによるものと思われます。転出者数を抑制する必要があるものの、就職等を抑制することはできないことから、大変難しい課題となっています。転出者の多くを占める若年層の流出を抑えることは難しいため、一度、町を離れた人がまた戻ってきたいと思える仕組みづくりが必要です。

町内の新婚世帯や子育て世帯が新たに住まいを探す際に町内に不動産業者がないため、空き家・土地に関する情報を得にくい状態となっています。このため、町では平成20年度から「空き家・空き地情報バンク」の運用を開始し、住まいに関する情報提供に努めていますが、十分な物件情報が得られないことから、結果的に転出してしまう世帯もあります。

今後は、住まいに関する情報の提供をより積極的に行うとともに、転出を防ぎ、定住につなげる取り組みを進めることが重要です。

また、移住促進については、町外からの移住希望者を受け入れるための支援策を充実させ、転入者の増加を図ることが求められます。

加えて、技能実習生として居住する外国人が増加傾向にあることから、国籍や宗教など文化が異なる人同士が安心して町内で暮らせるよう、情報提供や交流、各種表示の多言語化などの取組の強化を図る必要があります。

(2) 地域間交流

地域間交流は、災害時相互応援協定を愛知県幸田町、山梨県丹波山村、北海道斜里町と締結し、平時から継続的な交流を行っています。

また、津田塾大学と包括的連携協定を締結し、学生と町民との交流を通じた地域づくりや地域の課題解決について実践的に取り組んでいます。

近年、国が進める地方創生の流れの中で、都市住民は、地方における安らぎやゆとり、生活の質的向上を求める傾向にあるほか、新型コロナウイルス感染症を契機に地方への関心が高まっています。

しかしながら、本町では、それらニーズに応えうる資源を有していながらも、受入体制や町の魅力発信が十分ではないため、関係人口の拡大にまでは至っていません。

今後は、全国各地のすみた大好き大使や関東圏に組織されているふるさと住田会との交流機会などを通じて、交流促進に向けた情報発信のほか、これまで繋がりのできた町外関係人口の方々、町内の関係者が町の課題や展望について検討する機会を創出する必要があります。

(3) 人材育成

本町では、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域活動を支える担い手の不足が課題となっていることから、次代の中心的役割を担う若年層の育成及び発掘が喫緊の課題となっています。

また、地域課題の解決や地域の活性化を推進するためには、地域おこし協力隊を含む地域外の多様な人材の知見や経験を活かした人材確保も重要となっています。

2-2 その対策

(1) 移住・定住

- ① I J Uターンなどの移住希望者や町内の定住希望者に対して、町営住宅や空き家、民間アパートなどの住宅情報の他、教育や医療、福祉などを含めた暮らしに関する情報をワンストップで提供する相談窓口を設置します。
- ② 町外から移住する子育て世帯等を対象に、一定期間の賃貸後に無償で譲渡する移住者用住宅を整備し、移住を促進します。
- ③ 国籍を超えた住民同士の交流を活性化するとともに、外国人が町内で暮らす際の障壁やニーズの把握し、相互理解を図ることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

(2) 地域間交流

- ① 関係人口の創出・拡大と、その方々と地域住民とが交流する機会を創出する取り組みを推進します。
- ② 町の課題や展望を町内外の様々な視点で検討するため、つながりのできた関係人口の方々と地域住民との交流をより強固で活発なものとし、意見交換を行う機会を創出します。
- ③ 「仕事と学び複合施設 イコウェルすみた」(以下、「仕事と学び複合施設」という。)を拠点とし、町内外の利用者が交流するための機会を創出する取り組みを推進します。
- ④ ふるさと住田会の集いなどの交流機会を拡大するとともに、参加者増加につなげるため、普及活動や宣伝活動を強化します。

(3) 人材育成

- ① 地域活性化の新たな担い手として、地域おこし協力隊を設置します。
- ② 地域活動の中心的存在となる若者を育成するため、若者同士が町づくりをテーマに交流する懇談会を開催し、自主的な事業実施を図ります。

2-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	住まいの相談窓口の設置 〔事業内容〕 町営住宅や空き家、民間アパートなどの住宅情報の他、教育や医療、福祉などを含めた暮らしに関する情報ワンストップで提供する相談窓口の設置 〔必要性〕 移住者が必要とする情報を入手できる環境の整備。 〔効果〕 移住者の情報収集及び定住支援の推進。	住田町	
		移住者用住宅の整備 〔事業内容〕 町外から移住する子育て世帯等を対象に、一定期間の賃貸後に無償で譲渡する移住者用住宅を整備 〔必要性〕 移住者の受け入れ環境の整備及び物件不足の解消。 〔効果〕 移住者を受け入れるための住宅の確保と定住の促進。	住田町	
		移住支援金 〔事業内容〕 岩手県とともに一定の条件のもと首都圏からの移住者に対して支援 〔必要性〕 町の移住定住の促進及び町内中小企業等の人手不足を解消。 〔効果〕 移住定住を促進しつつ企業の人手不足の解消。	住田町	
		空き家活用事業 〔事業内容〕 空き家バンクの運営	住田町	

		<p>〔必要性〕 空き家自体の解消と住居を探している人たちへの適切な情報提供のため必要。</p> <p>〔効果〕 不適切な状態の空き家の解消と移住定住の促進。</p>		
		<p>多文化共生事業</p> <p>〔事業内容〕 地域住民と外国人住民が国籍を超えた良好な関係を築くためのサポート体制の構築</p> <p>〔必要性〕 外国人住民との交流機会の創出や生活に必要となる情報の提供方法等の確立。</p> <p>〔効果〕 国籍を超えた住民同士の相互理解が図られた多文化共生社会の実現。</p>	住田町	
	地域間交流	<p>関係人口創出事業</p> <p>〔事業内容〕 関係人口の創出と、これらと連携した魅力の発信と情報収集</p> <p>〔必要性〕 人口減少による地域の担い手確保、育成。</p> <p>〔効果〕 担い手増加による賑わいの創出。</p>	住田町	
		<p>つながり創出事業</p> <p>〔事業内容〕 町内外の関係人口の方々、地域の方々が交流する機会を創出</p> <p>〔必要性〕 町の課題や展望を様々な視点から検討し、地域課題の解決に寄与。</p> <p>〔効果〕 居住地に縛られずつながりを持つことができ、交流の機会を通じた地域の活性化。</p>	住田町	
		<p>仕事と学びの場創出事業</p> <p>〔事業内容〕 町内外の企業や個人</p>	住田町	

		〔効果〕 地域内共助や地域活動への積極的な参加。		
--	--	--------------------------	--	--

2-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第3 産業の振興

3-1 現況と問題点

(1) 農業

本町は、広大な面積を有していますが、農地は気仙川本流とその支流沿いにわずかに広がる平坦部と山裾の傾斜地を利用しています。

農林業センサスによると、農家戸数は、年々減少しており、令和2年では556戸で、平成27年に比べ159戸減少しています。また、農業就業者数は、昭和55年には、2,187人を超え、全体人口の24%を占めていましたが、平成22年では787人と大幅に減少し、全体人口に占める割合も12.7%となり、令和2年ではさらに444名、全人口の割合では8.8%となっています。さらに経営規模の縮小が進行し、令和2年の経営規模は0.3ha以下が320戸(57.6%)、0.51ha~1.0haが194戸(34.9%)、1.01ha以上が29戸(5.2%)で、2.01ha以上はわずか13戸(2.3%)であり、小規模な零細経営農家が多くなっています。

本町では、これまで、国や県の補助金を活用し、農地造成、ほ場整備、農道整備、区画整理、家畜排せつ物処理施設整備など、農業経営の近代化、農業生産の向上を図るため、農業経営基盤整備に努めてきましたが、農業を取り巻く状況は厳しさを増しており、農業者の生産意欲の低下を招いています。また、農業就業者数の減少を受けて、新規就農者育成支援を図り、農業の担い手確保に努めてきましたが、新規学卒者や若い就業者の他産業への流出による若年人口の減少が進行し、農業の担い手不足や農家の高齢化が深刻化しています。

今後は、農業経営の安定と生産力を維持するため、生産性・収益性の高い農業経営を進めていく必要があります。米・野菜の振興を継続していくとともに、コストや労力の軽減、環境負荷への配慮、品質向上に向けた栽培技術を確立し、収益性を高めることによって、農業所得の向上につなげなければなりません。さらに、過去に基盤整備した農地にも荒廃が見受けられることから、農業委員会と連携し荒廃農地の把握(農地パトロール等)に努めるとともに、農地維持管理の指導や解消に努め、荒廃農地を意欲的な地域の担い手へ斡旋・集約し効率的な農業生産を進めていく必要があります。

また、農業者の後継者不足や高齢化などの課題を解決し、安定的な農家戸数を確保するため、若い世代の担い手の育成や新規就農者の確保を進めるとともに、令和5年、6年で策定した「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」の実現を目指し、日本型直接支払制度の取り組みの拡大、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化の推進、遊休農地の活用、集落営農を支援していく必要があります。特に遊休農地については、定住自立圏共生ビジョンに基づき、大船渡市と共同で利用促進に向けた取り組みを推進することとしています。

さらに、学校給食センターや保育園、福祉施設など、供給している町内農産物は、供給体制のさらなる強化と販路拡大を進める必要があります。

一方で、近年、遊休農地が増加し、野生鳥獣の生息域が拡大することで、シカ、ニホンザルやイノシシ、ハクビシンによる食害が拡大し、農業振興や農家の営農活動に大きく影響を及ぼしていることから、侵入防止柵の設置等の効果的な対策を進め、農家の生

産意欲の減退を防止する必要があります。

町の花であるアツモリソウは、自然界において年々その数を減らし、今では絶滅危惧種に指定されています。本町では、全国で初めて無菌培養による開花の成功や里親制度の実施など、アツモリソウの保護・増殖に対する気運が醸成されています。今後も、株分け講習会の開催などに努め、希少価値の高い山野草として、保護や増殖に取り組んでいきます。

畜産については、農業生産額の約9割を占めており、産業や雇用の面から重要となっています。豚、鶏は企業の下支えがあるものの、繁殖牛農家や酪農はほとんどが個人農家であり、経営基盤が脆弱であることから、経営の安定化が求められています。また、家畜排せつ物の処理については、堆肥化処理施設や鶏ふん炭化処理施設で適正に処理されるとともに、現在新たな取り組みとして、町内産の鶏ふん炭を原料とした高機能バイオ炭の普及拡大を進めています。この高機能バイオ炭は、バイオ炭に微生物を定着させた特殊肥料で、農地に利用することによって有機物の利用効率が高い土づくりや畜産・耕種双方が連携した炭素貯留・環境再生農業を実現した持続可能な農業生産に貢献できる資材です。さらに、製造プラントが町内に建設されたことにより、鶏ふんの新たな利活用として期待されているところです。

(2) 林業

岩手県林業の指標（令和7年3月公表）によると、令和4年における本町の森林面積は29,922haで、総面積の約90%を占め、県内では有数のスギ林を主体とした林業地域となっています。人工林面積は11,666ha、人工林率50.8%と、県平均の41.8%を上回り、人工林の占める割合が高いのが特徴となっています。

林家数は減少傾向であり、平成27年では703戸だったものが、令和2年では548戸に減少しています。同様に、林業経営体数は平成27年に100経営体だったものが令和2年には47経営体となり大幅に減少しています。

本町では、林業振興計画を策定し、地域森林・林業の活性化、FSC森林認証の取得、カーボン・オフセットへの取り組み、環境に配慮した循環型地域社会の実現に向け、木質バイオマスによる森林エネルギーの循環システムの構築、森林環境教育の充実に努めてきました。特に、木材流通は、森林所有者、素材生産業者、木材加工事業体、工務店までもが町内に存在し、川上から川下までが完結することができる住田型森林(もり)業システムの構築に努めてきました。

また、森林整備計画に基づき、町有林の適正な管理を進めるとともに、私有林に対しては国県補助事業に加えて町の嵩上げや町単独による事業費の助成を行ってきたほか、林道や作業道を開設するなどし、森林整備を推進してきました。しかしながら、長引く木材価格の低迷や造林・保育などに対するコストの上昇により森林経営の採算性が低下していることから、森林所有者の施業意欲が減退し、手入れが行き届かない森林があるという状況が見られます。このため、低コスト造林の普及や施業の集約化・機械化、ICTの活用などによる効率的な森林施業の実施が必要となっています。

さらには、林業従事者の高齢化に伴い、林業労働力の確保が求められています。充実した森林環境教育により幅広い年代に対する森林産業への理解醸成を図るとともに、新

規就業者の確保・定着、自伐型林家の育成など多様な視点での担い手確保対策を講じていく必要があります。

森林資源の有効活用に向けては、役場庁舎や消防庁舎、地区公民館、町営住宅などの公共施設の木造化に積極的に取り組んできました。現在は、地域の資源を地域で安定的に有効に活用できるような加工・流通システムを整えることが課題となっており、後述する木材加工製造業の振興や木質バイオマスエネルギーの普及に加えて、木工団地の再生、C L T生産工場の整備の検討など、中・大規模な木材加工施設の整備に取り組むうえで、地域の林業・木材関係事業者や関係機関と円滑に連携していくことが必要となっています。

(3) 地場産業・起業

本町では、豊かな自然と豊富な地域資源に恵まれていることから、木材加工製造、農畜製品の加工製造が地場産業の中心となっています。木材加工製造業については、町産木材の付加価値を高めるためにF S C森林認証制度の普及に取り組み、木材加工事業体に対しては、F S C－C O C認証取得の支援を行ってきました。国内におけるF S C森林認証制度の認知度・理解度は徐々に高まっていますが、認証取得の利点を活かした町産認証材の流通体制が確立できていないことから、今後は、町産認証材の需要や販売の開拓、そのための普及活動を推進しなければなりません。

また、森林資源の有効活用のため、木質バイオマスエネルギーとして木屑などを固めたペレットを製造し、公共施設等のペレットボイラーやペレットストーブの燃料として使用すべく、燃焼機器設置を支援していますが、全町への普及には至っておらず、燃焼機器の普及活動を引き続き行う必要があります。これと並んで、林地残材を活用したバイオマス発電など、林地残材の利用を促進するための取組も検討が進められていますが、今後、具体的な事業化のための実証を進める必要があります。

食品製造業については、農畜産物の加工が中心であり、中でも、鶏肉、豚肉の加工事業は多数に商品化され、町内外での販売が展開されています。特にも近年は特産品販売センター「イーガストすみた」（以下、「イーガストすみた」という。）に加盟する事業所において商品開発が進められており、住田産のジェラートなど、地元だけでなく観光客にも好評を得ています。また、「イーガストすみた」は加盟する事業者と農家が連携し地元の魅力を発信する拠点として機能しており、地域経済の発展に繋がっています。今後は、販路拡大や安定した供給体制の充実など販売戦略に取り組んでいく必要があります。また、生産者や加工、販売者などとの連携機能の充実が重要となるため、そのつなぎの役割を果たす組織や人材の育成を図る必要があります。さらに、本町では、ふるさと納税制度による贈呈品に地場産品を活用していますが、新しい地場産品の開発など内容を充実させつつ、様々な宣伝・販売方法により、地場産品の流通の拡大を推進し知名度の向上と地域の活性化を図っていく必要があります。

一方で、本町は、既存産業の低迷や担い手不足により、地域全体の活力が低下しているため、町内外の人材による事業承継支援体制の構築や新たな視点で地域資源を活用した起業の創出が求められています。また、人口減少による地域におけるサービス提供機能の低下は、基礎的な生活支援サービスの需要の増大や新たな需要を生むビジネスチャ

ンスともなることから、起業者の育成や新規起業、新規就業しやすい支援制度を構築する必要があります。

(4) 企業誘致

企業誘致は、雇用の場の確保、若年層流出の抑止、税収の確保などの面から地域経済に大きく寄与するものであり、本町では、雇用促進奨励金や新規学卒者等雇用促進奨励金の支援、中小企業資金利子補給制度、過疎地域における製造業などの設備に対する減免制度などの優遇措置を活用し、企業誘致活動に努めてきました。

近年、全国的にも国内市場の縮小や人口減少を背景に、業の事業再編や新規展開が活発化しています。しかしながら、本町には、工業団地などのインフラが整備されておらず、立地条件面でも厳しいために、誘致できる企業が限られています。町内誘致企業は、人手不足の状況であるものの、本町に在住する若年層は、町内企業に希望する職種が限られていることから、町外に雇用の場を求めている状況となっています。

しかし、ここ数年はテレワーク等リモートワークの普及から、インターネット環境を整えば、町内においても首都圏と同様な業務が行えるなど、これまでになかった業種を誘致することが可能となってきました。

これらのことから、新たに通信環境を整備した「仕事と学び複合施設」を活用して、多様な職種の雇用の場の確保や雇用機会の拡大を、関係機関と連携を図りながら、推進する必要があります。

(5) 商業

令和3年度の卸売業と小売業の事業所合計数と合計従業者数は、43店舗、185人であり、平成28年度の55店舗、194人から、それぞれ12店舗、9人減少しています。

本町は、大船渡市、陸前高田市、遠野市、釜石市、奥州市に、隣接していることで自家用車での移動が容易であり、町外の商業施設で購買消費する傾向があります。近年大型ドラッグストアの参入により日用品や食料品の購買傾向が変わりつつありますが、これにより地元商店では消費の低迷に拍車がかかり、商店経営者の高齢化や後継者不足もあり、経営を継続することが困難となっています。

本町の中心地にある世田米商店街では、地元商店経営者を中心に、商店の賑わい創出や販売促進に努めているものの、依然として、空き店舗は増加し、空洞化が進行しています。一方で、町内を中心とした起業支援により、小規模ながらも新しい商店等が少しずつ開業し、空き店舗が埋まる事例も見られています。かつては宿場町として賑わいを見せた地であり、今後も住民交流拠点施設を中心とし、旧伊達藩時代の町並みを残す景観や気仙大工の技を継承する伝統的な建造物群を活かした取り組みを進めていく必要があります。

今後は、若手後継者の育成や地元商店での購買力向上の施策を商工会と連携を強化し、商店の活性化を図る必要や、中小企業支援融資利子補給制度の拡充、空き店舗の活用や商工会への支援を図る必要があります。

さらに、大船渡市との定住自立圏の取り組みとして、三陸けせん希望ストリート連絡協議会等の関係団体と連携し、圏内で生産・加工した商品を広くPRしていくことで販

路拡大を目指すこととしています。

表—11 業種別の事業所数等

		H24	H28	R3
卸売業	事業所数	5	3	3
	従業者数	15	7	8
小売業	事業所数	61	52	40
	従業者数	219	187	177

出典：RESAS(商業統計調査、経済センサス)

(6) 観光・レクリエーション

本町の観光資源には、日本最大級の洞内滝として有名な滝観洞、自然景観が素晴らしい県立自然公園五葉山、宮沢賢治がこよなく愛した種山ヶ原などがあります。

また、気仙川流域は、アユ、ヤマメ、イワナなどの釣り場と、美しい景観を兼ね備えた観光資源となっています。

滝観洞は、平成19年3月に釜石市と遠野市を結ぶ一般国道283号仙人峠道路が開通し、翌年3月に滝観洞ICが開通し大幅にアクセス環境が改善されました。さらに、平成31年に釜石自動車道が全線開通し、令和3年12月には三陸沿岸道路が全線開通となりました。あわせて、滝観洞観光センター受付棟の施設老朽化に伴った改修工事を実施し、令和6年度にリニューアルオープンを果たしました。これを受け、一時は7,000人台だった滝観洞の観光入込数が東日本大震災以降最多の18,056人となり、回復の兆しが見られています。

近年、優れた自然景観を生かしたレクリエーション施設への関心が高まっており、町内各所に森林・河川公園が整備されています。種山ヶ原森林公園では、多くの植物や動物などの自然に触れることで、心の癒しや四季の変化を満喫できる空間を提供しています。その公園周辺には、道の駅「種山ヶ原」、農林産物直売施設”ぼらん”、遊林ランド種山が集約しており、観光資源として利用されています。また、平成25年には町運動公園に隣接して、ふれあい広場を整備し、町外からも多くの家族連れが訪れ、大型遊具や広い芝公園で休日を過ごしています。

最近の観光ニーズは、「体験型」や「食ツーリズム」など多様化しており、種山ヶ原、五葉山、気仙川などの恵まれた観光資源を活用し、四季を通じたニーズや利用に対応するとともに、受け入れ体制の充実が求められています。

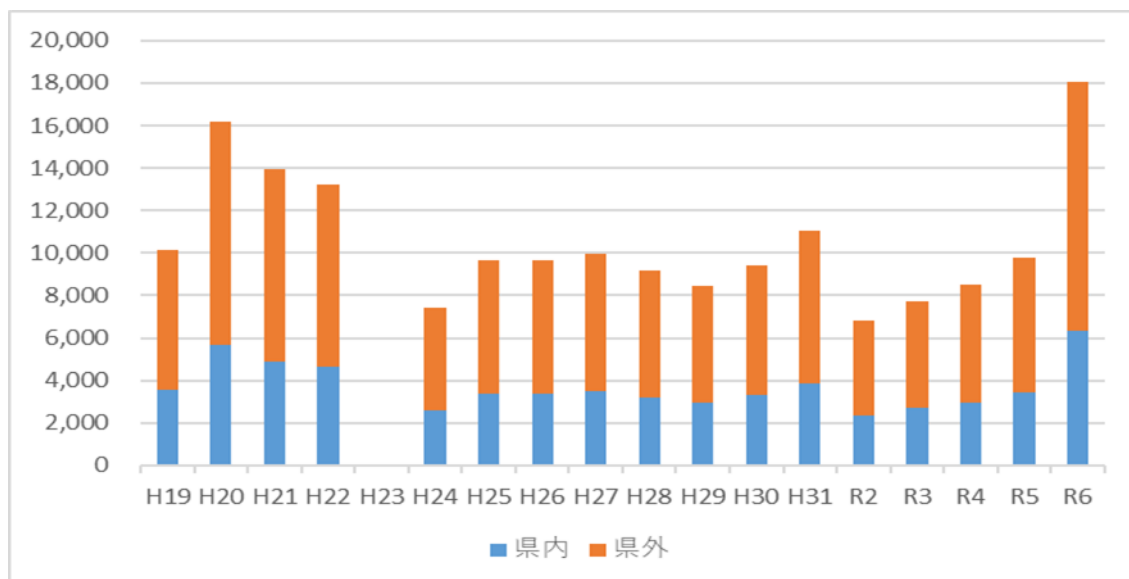
また、町内の観光をコーディネートする機能を持つ観光協会の体制を強化するための支援や地域連携への取り組みをはじめ、観光から雇用を創出する環境づくりや起業支援を図る必要があります。さらに、国際リニアコライダー（ILC）の誘致実現を図ることによる新産業の創出も期待されており、今後ますます本町の魅力を全国に発信していくことが求められています。

古くから内陸と沿岸を結ぶ要衝として、かつては宿場町として栄えた本町の中心地域を再び活性化させるため、平成28年度に住民交流拠点施設を整備しました。この他にも、蔵並など町内外に誇れる歴史や文化、景観などの地域資源と豊富な観光資源を活用しながら、まちづくりの機運を高めるとともに、観光関係機関と連携を図り、世代間交

流の促進や交流人口の拡大、地域経済の活性化を図る必要があります。

これらに加え、平成 25 年に日本ジオパークとして認定された三陸ジオパークも活用し、本町だけでなく周辺市町と連携し、外国人を含む観光客の受け入れ体制の整備や観光素材の発掘、圏域外への情報発信等、広域観光の推進に取り組む必要があります。

図-4 滝観洞入道者数



(出典 町観光入れ込み客数調べ)

(7) その他

ニホンジカをはじめ、カモシカ、クマ、ニホンザル、ハクビシンなどによる農林産物への被害が後を絶たず、農林業振興に大きな影響を及ぼしています。

本町では、林地に植栽した幼齢木の食害や耕作地への侵入による農産物の被害が年々増加し、農家や林家の農林産物の生産意欲を低下させる要因となっていたことから、平成 25 年 4 月に鳥獣被害対策実施隊員を任命し、被害防止として捕獲駆除に努めてきました。

また、令和 3 年頃からイノシシ被害が発生し、年々被害が増加するなど深刻な問題となっています。さらには、ニホンザルによる被害も急増しており、被害対策に追われている状況です。

農林産物の被害の軽減のためには、行政や猟友会、農林家や地域が一体となった被害防止対策に努め、有害鳥獣捕獲の継続が必要となっています。

一方で、有害鳥獣捕獲を担う狩猟者は、年々減少傾向にあり、また、高齢化も進んでいることから、担い手の確保と免許取得等への支援が求められています。

3-2 その対策

(1) 農業

- ① 担い手農業者の確保に努め、経営の安定・発展に向けた取り組みを支援します。
- ② 地域住民や関係者によって作成した「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」

に基づき、担い手農業者に対して農地の集積・集約化や経営の拡大などを支援することにより、持続可能な農業経営の実現を目指します。

- ③ 農畜産物の高付加価値を推進します。
- ④ 化学肥料や農薬の低減化を推進し、安全で安心な環境に優しい農業の取り組みを支援します。
- ⑤ 農業の第三者継承による経営継承を進めるため地域での話し合いやマッチングなどの支援に取り組みます。
- ⑥ 遊休農地の拡大を防ぐとともに、優良農地の確保を図り、農地の有効利用を推進します。
- ⑦ シカやニホンザル、イノシシ等の食害対策を強化し、農家の生産意欲の向上を図ります。
- ⑧ アツモリソウの保護、増殖の体制を充実させ、観賞と販売ができる総合的な拠点施設の整備を図るとともに、関係者との連携強化に努めます。
- ⑨ 畜産振興と耕畜連携の構築を図ります。
- ⑩ 高機能バイオ炭の普及・拡大を推進します。

(2) 林業

- ① 町有林を適正に管理するとともに、私有林整備を促進し、森林がもつ多面的機能の維持保全を図ります。
- ② 担い手対策や先進技術の活用等により、林業労働力の強化を図ります。
- ③ 「川上から川下までの林業振興」(森林管理→素材生産→加工流通→木材の利用)の促進を図ります。
- ④ 建築物等への木材利用の推進、木製品や木質バイオマスエネルギーの普及促進を図ります。
- ⑤ 森林環境学習を推進し、森林愛護の意識づくりや森林に対する理解の増進に取り組みます。
- ⑥ 企業等と連携した森づくりやJ-クレジット制度の活用により、森林をきっかけとした多様なつながりの創出を図ります。

(3) 地場産業・起業

- ① 農産物の加工グループの育成と支援を継続し、加工品の安定的な生産体制の構築を図ります。
- ② 町内産の食材や木材を活用した高付加価値化を図り、地場産業の振興と起業の支援に努めます。
- ③ 商品開発や生産・販売体制の強化に努めるとともに、特産品の宣伝やPRなどの普及活動を促進します。
- ④ 意欲と創造性あふれる起業者を支援します。
- ⑤ 担い手不足の解消のため、円滑な事業承継を支援します。

(4) 企業誘致

- ① 迅速・円滑な企業誘致に努めるとともに、進出企業に対する支援を強化します。
- ② 商工団体関係者と連携を図り、誘致活動を推進します。
- ③ 新たに整備した「仕事と学び複合施設」を活用した多様な職種の誘致雇用創出を推進します。

(5) 商業

- ① 消費者のニーズに対応した経営やサービスの向上を図るため、魅力ある商店や商店街の形成を支援します。
- ② 商店経営者の育成や担い手の確保を推進します。
- ③ 商工会と連携を強化し、各種イベントを拡大し、商店の活性化を図ります。
- ④ 中小企業支援融資利子補給制度を拡充し、経営安定のための支援を図ります。
- ⑤ 大船渡市と連携し、圏域内で生産・加工した商品を圏域外へ積極的にPRし販路拡大を図ります。

(6) 観光・レクリエーション

- ① 歴史ある街並みや恵まれた自然資源を生かした観光の整備・推進を図ります。
- ② 観光体験コースの構築とインストラクターの育成を図ります。
- ③ 外国人を含む観光客のニーズに対応できるよう広域連携による受け入れ体制の充実を図ります。
- ④ 恵まれた地域資源を生かした、体験・体感する観光コンテンツの造成を図ります。
- ⑤ 町観光協会の体制強化の支援を行うとともに、観光資源の体系化や組織化のための地域連携の構築などによりコーディネート機能を高め、広域的な体制づくりを支援します。
- ⑥ ふれあい広場など施設の適正な維持管理に努めます。

(7) その他

- ① 山林内幼齢木についてシカ忌避剤の塗布やツリーシェルター、防護柵の設置により保護し、耕作地にはシカなどの侵入を防ぐ侵入防止柵の設置を進めるとともに、計画的に個体数調整を図り、被害の軽減に努めます。
- ② 有害捕獲従事者の担い手の確保に努めるとともに、捕獲に必要な狩猟免許取得や銃器、わな、保管庫などの購入に係る費用の負担軽減を図ります。
- ③ シカ侵入防止柵や電気柵、複合柵の設置への支援を図ります。

3-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業振興	(1) 基盤整備 林業	森林整備事業 再造林 50ha ツリーシェルター 30ha 下刈 120ha 除間伐 160ha 枝打 110ha 皆伐 40ha 生産間伐 30ha	住田町	
	(5) 企業誘致	仕事・学びの場創出事業	住田町	
	(9) 観光又はレクリ エーション	農林水産物直売食材供給施設整備事業	住田町	
		種山ヶ原体験交流センター一帯整備事業	住田町	
		木工館整備事業	住田町	
		種山ヶ原水道施設改良事業	住田町	
		種山ヶ原森林公園改修事業	住田町	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	滝観洞観光センター整備事業	住田町	
		商店街等街路灯整備事業 観光看板等整備事業	住田町 住田町	
		農業生産振興事業費補助事業 〔事業内容〕 農業生産振興に関する補助 〔必要性〕 新技術、新規作目の導入及び遊休農地等の活用の推進。 〔効果〕 新規取組の推進と農業生産の向上。	生産組合	

		<p>担い手農業者経営支援対策事業費補助事業 〔事業内容〕 個人の新規就農や農業経営の法人化に対する補助 〔必要性〕 後継者不足や高齢化が進む中、担い手確保が急務。 〔効果〕 担い手の確保。</p>	生産者	
		<p>集落営農推進農林業振興会活動費補助事業 〔事業内容〕 集落営農に関する事業に要する経費に対する補助 〔必要性〕 集落での安定的な農産物生産や農作物の品質向上を図る。 〔効果〕 集落営農の推進。</p>	協議会	
		<p>農業機械等導入支援事業費補助事業 〔事業内容〕 農作業の効率化・規模拡大に資する農業機械導入の補助 〔必要性〕 担い手不足による耕作放棄地の改善。 〔効果〕 担い手不足の中、経営規模の維持拡大。</p>	生産組合	
		<p>飼料用米生産拡大事業費補助事業 〔事業内容〕 飼料用米の生産に対して補助 〔必要性〕 飼料用米の団地化と遊休農地の解消推進。 〔効果〕 生産拡大と耕作放棄地の解消。</p>	生産者	
		<p>飼料自給率向上対策事業費補助事業 〔事業内容〕 飼料生産基盤の整備に関する補助 〔必要性〕 町内飼料自給率向上の推進。 〔効果〕 町内飼料自給率の向上。</p>	生産者	

		<p>畜産振興対策事業費補助事業 〔事業内容〕 畜産振興に関する補助 〔必要性〕 防疫等の経営の安定化を図る。 〔効果〕 事業の安全性の確保や品質の向上。</p>	住田町	
		<p>生産基盤確保事業費補助事業 〔事業内容〕 生産基盤の確保に関する補助 〔必要性〕 優良な雌牛の導入と生産基盤の確保。 〔効果〕 生産基盤の安定化。</p>	農業協同組合	
		<p>家畜導入資金供給事業費補助事業 〔事業内容〕 家畜導入に関する補助 〔必要性〕 生産基盤の確保。 〔効果〕 生産基盤の安定化。</p>	農業協同組合	
		<p>林地流動化再造林推進事業費補助事業 〔事業内容〕 再造林を前提に再造林未済地を購入した場合に補助 〔必要性〕 適切な再造林の推進。 〔効果〕 適切な再造林による森林資源の確保。</p>	林業事業者	
		<p>アツモリソウ増殖事業 〔事業内容〕 絶滅危惧種である町花の増殖事業 〔必要性〕 保護・増殖に係る担い手の確保が急務。 〔効果〕 希少な自然環境の保持。</p>	事業者	
		<p>気仙川内水面資源増殖事業費補助事業 〔事業内容〕 町内河川における内水面漁業の増殖に関する補助 〔必要性〕 適切な自然環境の保持。</p>	漁業協同組合	

		<p>〔効果〕 自然環境の保持と漁獲量の維持。</p> <p>林業応援隊員設置事業 〔事業内容〕 私有林整備等に資する人材を林業応援隊員として任命し、町内林業事業体に隊員の受入を委託。</p> <p>〔必要性〕 林業就業者等の確保 〔効果〕 林業労働力の強化</p> <p>林業担い手対策事業費補助事業 〔事業内容〕 林業担い手対策に関する補助 〔必要性〕 林業就業者等の確保。 〔効果〕 林業労働力の安定確保。</p> <p>林業振興対策事業費補助事業 〔事業内容〕 以下に関する補助 林業振興対策事業（開発作業道、ミニ作業道、らくらく道） 10,000m F S Cの森整備事業（再造林、下刈、枝打、獣害防止施設等整備、除間伐、間伐） 275ha F S C 高齢級間伐（間伐） 20ha 〔必要性〕 災害に強く良質な木材生産及びF S C 認証林の拡大。 〔効果〕 持続可能な森林管理の推進。</p> <p>F S C 森林認証普及促進事業 〔事業内容〕 F S C 森林認証のための補助等 〔必要性〕 取得時の負担軽減と適切な認証林の管理。 〔効果〕 持続可能な森林管理や販路拡大。</p>	<p>林業事業体</p> <p>住田町</p> <p>森林所有者</p> <p>住田町</p>	
--	--	---	---	--

		<p>森林経営管理制度事業 〔事業内容〕 森林資源の調査分析及び森林所有者への資源情報のフィードバックをきっかけとした森林管理方法の検討 〔必要性〕 適切な森林管理を推進。 〔効果〕 森林経営管理制度による森林資源の適切な維持確保。</p>	住田町	
		<p>森林病虫害等駆除事業 〔事業内容〕 松くい虫の駆除及びナラ枯れ対策 〔必要性〕 被害の拡大防止。 〔効果〕 森林資源の適切な維持確保。</p>	住田町	
	商工業・6次産業化	<p>商品アップデートプロジェクト 〔事業内容〕 特産品等新商品開発及び既存商品のアップデートの支援 〔必要性〕 既存商品等の見直し。 〔効果〕 商品のアップデートによる販路の拡大。</p>	住田町	
		<p>事業承継支援事業 〔事業内容〕 既存事業者の新たな担い手の確保支援 〔必要性〕 新たな担い手の確保。 〔効果〕 既存事業者の維持、拡大。</p>	住田町	
		<p>空き店舗活用支援事業費補助事業 〔事業内容〕 空き店舗を賃借して事業を開始した場合に補助 〔必要性〕 中小業者の振興。 〔効果〕 地域経済及び商店街の活性化。</p>	事業者	
		<p>商工業指導事業費補助事業 〔事業内容〕 商工会が経営又は技術の改善発達のために行う事業に補助 〔必要性〕 商工会の活性化。</p>	商工会	

		<p>〔効果〕 地域経済の活性化。</p> <p>特定地域づくり事業 〔事業内容〕 特定地域づくり協同組合 〔必要性〕 季節的な労働需要に応じた人材の確保。 〔効果〕 労働力不足の解消及び担い手の確保。</p>	住田町	
	観光	<p>住田町観光協会体制強化支援事業費補助事業 〔事業内容〕 観光協会の体制強化に関する補助 〔必要性〕 町の観光事業の推進。 〔効果〕 町の知名度の向上や観光客誘致による経済の活性化。</p>	観光協会	
		<p>広域連携インバウンド対策事業 〔事業内容〕 近隣市と連携したインバウンド誘客促進対策 〔必要性〕 地域資源を活用した魅力の発信と地域経済の促進。 〔効果〕 町の知名度の向上や観光客誘致による経済の活性化。</p>	住田町	
		<p>販路開拓等支援事業 〔事業内容〕 商談会等での商品プロモーションを行い販路拡大を図る 〔必要性〕 販路拡大の推進。 〔効果〕 町の知名度の向上、観光客の誘致と経済の活性化。</p>	事業者	
		<p>町内観光施設等運営事業 〔事業内容〕 町内観光施設等の管理運営に係る業務 〔必要性〕 観光施設の活性化。 〔効果〕 町の賑わいの創出</p>	住田町	

企業誘致	雇用促進奨励金 〔事業内容〕 企業の新設及又は拡大等への補助 〔必要性〕 企業誘致の促進。 〔効果〕 産業の振興と雇用の確保。	事業者
	新規学卒者雇用促進奨励金 〔事業内容〕 新規学卒者を雇用した事業者に対しての補助 〔必要性〕 新規学卒者の雇用の促進と定着率の向上。 〔効果〕 新規学卒者の雇用の確保。	事業者
	若者職場定着奨励金 〔事業内容〕 町内事業所に町内の若者が一定期間を越えて勤務している場合報奨金を交付 〔必要性〕 若者の就業促進と職場定着率の向上。 〔効果〕 若者の雇用の確保。	事業者
	起業奨励金 〔事業内容〕 新たに起業する個人または会社に対して奨励金を交付 〔必要性〕 起業機会の促進と経済的負担の軽減 〔効果〕 新たな事業の創出と産業の活性化	事業者
	中小企業資金融資利子補給金 〔事業内容〕 中小企業者が資金の融資を受けた場合の利子及び保証料の補給 〔必要性〕 中小企業者の経営安定並びに商工業の振興育成。 〔効果〕 安定的な企業経営と産業の振興。	事業者

	その他	鳥獣害防止総合対策事業 〔事業内容〕 鳥獣害対策設備の設置 に要する補助 〔必要性〕 鳥獣害被害の軽減。 〔効果〕 農作物等の安定確保。 シカ等有害捕獲事業 〔事業内容〕 シカ等の捕獲事業 〔必要性〕 鳥獣害被害の軽減 〔効果〕 農作物等の安定確保。	鳥獣害防 止総合対 策協議会 住田町	
--	-----	---	---------------------------------	--

3-4 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
住田町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の促進を行うために行う事業の内容等

上記3-1,3-2,3-3のとおり。また、産業振興の各施策の実施については、上記に記載のとおり、他市町村や関係団体等と連携し行っていくこととします。

3-5 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第4 地域における情報化

4-1 現況と問題点

本町は、周囲を高い山々で囲まれ、しかも、広大な面積に集落が点在し、町内全域がテレビ難視聴地域であるため住民の98%は共同受信施設組合に加入していましたが、地上デジタルテレビ放送への完全移行に向けた受信施設整備が課題となっていました。また、携帯電話不感地域や防災行政無線の聞こえにくさなど、複数の情報格差があったことから、平成19年度に町内全域に光ファイバー網を整備する地域情報通信基盤整備施設事業に取り組み、情報格差の解消を図りました。これにより、地上デジタルテレビ放送、ひかり電話、防災告知放送のサービス提供を図るとともに、町営のケーブルテレビ局「住田テレビ」を開局し、地域情報番組、静止画告知放送、議会録画放送など、日常の調整及び地域情報のほか、災害時には緊急情報を発信しています。

また、NTT東日本とIRU契約を結び、本町が整備した光ファイバーケーブルを使用し、光ブロードバンドサービスを提供することで、都市部との情報格差の解消、情報通信の確保による産業の活性化などが図られています。

防災等の観点から、各地区公民館や関連施設にWi-Fi環境等を整備し、平時だけでなく緊急時でも安定した情報の取得ができるよう整備を推進しています。

4-2 その対策

- ① 地域情報番組内容の充実に努めます。
- ② 情報通信基盤整備については、機器の適正な管理に努めながら、計画的な更新を図ります

4-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設	情報通信基盤施設の設備更新事業	住田町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域情報番組制作業務委託 〔事業内容〕町ケーブルテレビの 運営業務委託 〔必要性〕町内への適時適切な情	住田町	

		報の周知。 〔効果〕 町政の推進、防災意識の向上。		
--	--	------------------------------	--	--

4-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

5-1 現況と問題点

(1) 道路

本町は、岩手県の東南部の沿岸部と内陸部を結ぶ交通の要衝となっており、北上市と大船渡市を結ぶ国道107号、遠野市と陸前高田市を結ぶ国道340号、奥州市と大船渡市を結ぶ国道397号の国道3路線と釜石市、遠野市、大船渡市、陸前高田市の山間部を通る一般県道4路線が整備されています。道路交通網の整備が進み、人的、経済的交流が活発になってきていますが、本町から近隣市への移動には、急勾配、狭隘な箇所に加え、急カーブが連続する箇所も多く、冬期間の通行には積雪や凍結などの危険が伴うため、抜本的な改良が急務となっています。また、東日本大震災以降は、災害時の交通の確保のため、早期の改良整備が求められています。

町道については、令和7年4月現在、175路線、総延長は169.7kmで、道路改良率は56.7%、舗装率は56.6%となっています。町道は、集落が点在している本町の地勢からみて、国道、県道と集落を結ぶ生活道路として日常生活を支え、地域の産業経済活動の基盤となっていますが、未改良率が43.3%であるため、引き続き整備を促進する必要があります。

本町が管理する橋梁は、令和7年4月現在、89橋となっています。町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を行い、予防保全型管理により長寿命化を図る必要があります。

農道の総延長は14,811mであり、基幹農道は、農免農道整備事業、開拓地整備事業、農業構造改善事業などで整備されています。農道は、農産物や生産資材の運搬を効率的に行うには不可欠であるため、計画的に整備を進める必要があります。

林道の総延長は89,239mであり、戦後に植林した造林地が主伐期を迎えており、保育間伐を中心とした森林施業のための林道利用から、木材の搬出を目的とした利用に移行しつつあります。適切な森林の管理と施業経費、搬出経費の削減を図るためには、高性能林業機械や大型機械の導入が不可欠であり、計画的に搬出路網の整備を進める必要があります。

(2) 交通

町内の公共交通機関のうち、民間バス路線は岩手県交通㈱の大船渡住田線、大船渡盛岡線の2路線、町コミュニティバス路線は、世田米有住線、遠野住田線、陸前高田住田線の3路線で合計5路線が運行しています。また、令和7年度にデマンド型乗合バスの実証運行を行い、令和8年度からの本格運行に向けて取り組んでいます。鉄道は、町の北東部にはJR釜石線が運行しており、町内唯一の鉄道駅である上有住駅があります。いずれも、主に町内や大船渡市、陸前高田市、釜石市、遠野市への通学や通院に利用されています。

バス路線や鉄道については、児童生徒や高齢者などの交通弱者にとって、通学や通院などに欠かせない交通手段であり、今後も維持する必要性は変わりませんが、マイカーの普及や道路交通網の整備、人口減少などにより、利用者は年々減少しており、特に

バス路線を維持するための経費が増加しています。

利用者の減少は、運行回数の減少と利便性の低下、さらなる利用者の減少という悪循環に繋がります。公共交通の維持のためには、利用者の意向をダイヤ編成に反映させ、利用者の増加を図る必要があります。

公共交通機関は、高齢者などの交通弱者にとって、日常生活には欠かせない交通手段となっており、高齢化の進展や社会構造の変化などから、将来需要に対応した利便性の高い運行方法が求められています。町の公共交通の全体計画である「住田町地域公共交通計画」に基づき、人口減少や少子高齢化社会に対応した持続可能な地域公共交通の再構築の実現を目指していきます。その中で、利用者数の増加や経費削減に向け、新たな地域公共交通の形の検討を進めていく必要があります。

5-2 その対策

(1) 道路

- ① 国道3路線と一般県道4路線の改良整備を促進するための要望活動を推進します。
- ② 町道は、住民の日常生活を支え地域の産業振興を図るため、適正な維持管理を図り、計画的な改良整備に努めます。
- ③ 橋梁は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、適正な維持管理を図り、計画的な改良整備に努めます。
- ④ 農道は、安全で快適な農作業の確保と効率化を図るため、路幅の拡幅や路面の補修など適正な維持管理に努めます。
- ⑤ 林道は、林業生産の振興や森林整備に不可欠な基盤であり、高性能林業機械の導入や森林施業の集団的・組織的な実施により低コスト生産システムの構築を図るため、林道網の整備を推進します。

(2) 交通

- ① JR釜石線の運行本数を確保し、利用しやすいダイヤに改善するなど利便性の向上を促進します。
- ② 町コミュニティバスの運営については、利用者のニーズ把握と利用方法の周知により、利便性を高め収支改善に努めます。
- ③ 町コミュニティバスの更新を図ります。
- ④ 民間バス路線の運行便数を確保し、町コミュニティバス路線との調整を図りながら、利便性の確保に努めます。
- ⑤ 高齢化が進むことによる交通弱者の足の確保に努めるとともに、交通空白地有償運送（公共ライドシェア）など新たなシステムの構築に努めます。
- ⑥ 多様な交通モードを結びつける場所としての交通交流拠点を整備し、交通結節点機能を強化します。

5-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交 通手段の確 保	(1) 市町村道 道路	道路整備事業 道路維持事業	住田町 住田町	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業	住田町	
	その他	道路維持車両整備事業	住田町	
	(6) 自動車等 自動車	コミュニティバス購入事業(2台)	住田町	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	地域間幹線路線バス運行支援事業 〔事業内容〕 地域間幹線と位置付 けられる民間路線バスの運行に対 する補助金の交付 〔必要性〕 通学や通院、買い物な ど、住民の日常生活を支える移動 手段の確保及び運行の維持。 〔効果〕 民間路線バスの運行継続 により、地域間の移動手段の確保 及び持続可能な地域公共交通の維 持が図られる。	住田町 関係市町村 運行事業者	
(10) その他	交通交流拠点施設整備事業	住田町		

5-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を適正に実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第6 生活環境の整備

6-1 現況と問題点

(1) 水道施設

本町の簡易水道事業は、平成 20 年度に世田米、下有住、上有住、五葉地区の 4 地区の町営簡易水道と川口地区の民営簡易水道を統合し、住田町簡易水道として運営しています。

本町では、簡易水道給水区域内を含め、自然流水や湧水、井戸などを利用している世帯も多く、令和 6 年度の水道普及率は 65.4%となっています。これは、広い面積に集落が点在し、管路延長の長大化や施設整備にかかる事業費の高額化が主な要因ですが、安全で安定した水確保の観点から、簡易水道給水区域内の普及率の向上に努める必要があります。また、簡易水道給水区域外の住民とも十分に検討を重ね、水道施設整備についての方向性を示す必要もあります。

今後も、浄水場や配水管などの簡易水道施設の適正な管理に努め、計画的な設備更新を図る必要があります。一方で、近年増加傾向にある維持管理費も考慮し、機会を捉えて適正な料金体系についても見直しを図る必要があります。

(2) 下水処理施設

本町では、生活様式の多様化や近代化に伴う家庭や事業所からの雑排水が未処理のまま側溝や水路などを通して河川へ流入し、生活環境の悪化をもたらす要因となっていたため、中心地の世田米地区において、平成 9 年度から特定環境保全公共下水道事業に着手し、平成 15 年 4 月に供用を開始しました。令和 6 年度末現在では、715 戸が下水道に接続しています。

町内の下水道処理区域外は、住宅が点在していることから、最も有効な污水处理施設とし浄化槽の設置を進めており、令和 6 年度末現在では、455 戸が設置済みとなっています。

下水道等と浄化槽を合わせた污水处理人口普及率は、岩手県では 85.9%であるのに対し、本町では 62.8%と依然として低い状況であることから、下水道処理区域外では 2 合併処理浄化槽の設置を促進するための支援を継続するとともに、下水道処理区域内では接続率の向上に努める必要があります。

今後も、河川の定期的な水質検査や児童の水生生物調査の実施を通じて、アユやヤマメなどの宝庫である気仙川の清流を守り、快適で衛生的な生活環境づくりを進めていく必要があります。

(3) 廃棄物処理施設

ごみ処理は、平成 23 年度から釜石市・大船渡市・陸前高田市・大槌町・住田町で構成する岩手沿岸南部クリーンセンターが供用を開始したことから、共同利用により処理しています。

本町におけるごみの排出量は、平成 18 年度の 1,701 t をピークに年々減少していましたが、東日本大震災後の平成 23 年度には 1,235 t で、前年度の 1,112 t を上回ってい

ます。以降は微増減を繰り返し、令和6年度は1,015tとなっています。

令和7年度からはペットボトルの分別が開始され、環境負荷の軽減やごみ処理施設の延命のために、今後も、分別排出・分別収集の徹底と、集団資源回収、生ごみのコンポスト化などによる資源ごみのリサイクル化とごみ排出量の削減をさらに進めていく必要があります。

し尿処理については、大船渡市・陸前高田市・住田町で組織する気仙広域連合衛生センターが、収集・運搬業務を行っています。同センターの処理施設は、昭和62年に建設されましたが、経年により劣化が著しいことから、平成17年度から平成19年度にかけて大規模改修を行い、処理能力の向上に努めました。本町のし尿収集量は、ここ数年は減少を続け、令和6年度には1,873k1となる一方で、浄化槽の設置がわずかではあるが増加しており、令和6年度の浄化槽汚泥処理量は1,182k1となっています。

ごみ処理施設とし尿処理施設については、今後も、広域的な取り組みを継続することから、施設の適正な維持管理に努め、計画的な設備更新を図っていく必要があります。

(4) 消防施設

本町の消防体制は、常備として広域行政によって昭和48年4月に設立された大船渡地区消防組合大船渡消防署住田分署（以下「消防署住田分署」という。）の署員15人、非常備消防として消防団が6分団、282人（定員380人）の団員で構成されています。また、消防団員数の減少という大きな課題に直面しており、団員を確保し、地域防災体制を充実強化するため、消防団OBなどによる機能別消防団員制度を平成20年度から導入しています。

消防施設、設備の現況は、令和7年4月1日現在で消防ポンプ自動車5台、小型動力ポンプ付積載車15台、防火水槽（40t以上）が89基、消火栓106箇所、その他水利7箇所となっています。

本町は広大な面積を有し、その90%が急峻な山地で占められていることから平地が少なく水利には恵まれず、基準水利の充足率は70.8%と低い状況であり、防火水槽などの計画的な整備が必要となっています。消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ付積載車は、20年を経過した車両があることから、計画的に更新する必要があります。また、消防屯所も建て替えを進めていく必要があります。

過疎化に伴う若年者などの減少により、消防団員の確保が難しく年々団員数が減少傾向にあるため、各自治公民館単位に組織されている自主防災組織とも連携し、地域の防災力向上を図る必要があります。また、消防団の無線機などの装備の充実を図るとともに、住民の幅広い層から団員を確保することが望ましく、地域住民が参加しやすい消防団の活動環境の整備を図る必要があります。

一方、常備消防においては救急業務も行っており、令和4年度に高規格救急車を更新し、救命効果の向上を図っています。

また、常備消防の拠点である消防署住田分署の庁舎は、昭和48年度に建設してから40年以上経過し老朽化が著しいことから、平成29年5月に建て替え工事を行い、防災機能の強化を図りました。

(5) 町営住宅

公営住宅は、令和7年4月1日現在で、184戸（公営住宅120戸、特定公共賃貸住宅等64戸）を整備しており、そのすべてが木造で、自然景観と調和した住田固有の住宅景観を創り出しています。

これらのうち、法定耐用年限（木造の場合30年）を超えたストックは68戸で、全ストック数の37%を占めています。また、今後10年以内に法定耐用年限を迎えるストックは全ストックの概ね半数を占めていますが、すでに一定の耐震性を有しているこれらのストックについては耐用年限の超過後ただちに建て替えを行うことは現実的でなく、計画的な改修によって長寿命化を図ることにより、法定耐用年限を超えて活用することが求められます。

安全で安心できる住環境づくりを進め、生活空間を確保するためには、耐震性を有さない住宅の建て替えに加え、住み替えや計画的な改修を図る必要があります。また、町営住宅の建設にあたっては、積極的に町産材を使用していく必要があります。

(6) その他

本町では、町総合計画に基づき、人口減少対策を進めるため、移住・定住政策を促進します。安心して快適に暮らすことのできる住環境づくりと森林・林業日本一のまちづくりを掲げる本町にとって、町産材の利用についても積極的に進める必要があります。このような中で、住環境の確保が課題となっており、公営住宅への入居だけでなく、住宅の新築や増改築、空き家のリフォームなどへの対応策が求められています。

また、現在利用されず老朽化している公共施設については、景観の観点からも、計画的に解体をしていく必要があります。

6-2 その対策

(1) 水道施設

- ① 水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設・設備等の更新、改修を計画的に図り、安心して安定した水道水の提供に努めます。
- ② 料金体系の適正化、業務の合理化、機械化を促進し、経営基盤の強化を図ります。
- ③ スtockマネジメント計画に基づき、計画的な施設更新を図ります。

(2) 下水処理施設

- ① 気仙川の清流を守るためにも、公共下水道排水区域内においては、下水道施設への接続を、公共下水道排水区域外においては、浄化槽の設置を促進します。
- ② 公共下水道排水区域外における下水処理施設の整備促進を図るため、浄化槽の設置費用に対する補助金の嵩上げを継続して実施します。
- ③ 料金体系の適正化、業務の合理化、機械化を促進し、経営基盤の強化を図ります。
- ④ スtockマネジメント計画に基づき、計画的な施設更新を図ります。

(3) 廃棄物処理施設

- ① し尿処理とごみ処理については、効率的な処理を図るため、今後も広域的な対応により適切な処理を図ります。
- ② 使用済小型家電の回収、集団資源回収の奨励、生ごみ処理容器等購入への助成を行い、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ります。
- ③ ごみの減量化や再資源化を推進するため、啓発活動を継続して実施します。

(4) 消防施設

- ① 火災発生時における消防水利の確保と迅速な初期消火を実現するため、防火水槽の増設を図り、基準水利の充足率を高めます。
- ② 防火体制を強化充実させるため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車などの消防車両、消防団消防屯所などの消防施設の整備・更新を計画的に図ります。
- ③ 万全な救急体制を確保し、傷病者の負担軽減と円滑な救急搬送を図ります。
- ④ 防災組織を強化するため、消防団への加入促進と自主防災組織の活性化を図ります。
- ⑤ 地域防災力の向上のため、防災訓練や講習会の開催及び防災士の養成に努めます。
- ⑥ 大規模災害などの非常時に対応し、備蓄品の確保と充実に努めます。

(5) 町営住宅

- ① 住宅の建て替えや空き家住宅への住み替えを促進します。
- ② 建設にあたっては、町産材を活用するとともに、バリアフリー化などユニバーサルデザインを取り入れた居住環境の充実に努めます。
- ③ 町営住宅の適切な改修、維持管理に努め、計画的な整備を図ります。

(6) その他

- ① いわて留学生や町外出身の町職員等を対象とした町営单身寮の整備を図ります。
- ② 移住や定住を促進し、快適な住環境を確保するために、空き家等リフォームの経費に対して補助金を交付します。
- ③ 老朽化している公共施設については、計画的な解体撤去を図ります。

6-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業	住田町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道施設整備事業	住田町	
	その他	浄化槽設置事業	住田町	
	(5) 消防施設	消防団屯所施設整備事業 (3棟)	住田町	
		耐震性貯水槽整備事業 (1基)	住田町	
		防火水槽解体事業 (4基)	住田町	
		防災行政無線整備更新事業	住田町	
消防署住田分署整備事業 消防車両整備事業 (1台)		住田町		
(6) 公営住宅	町営住宅整備事業	住田町		
	長寿命化改修事業	住田町		
(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	町営単身寮整備事業 〔事業内容〕いわて留学生や町外 出身の町職員等を対象とした単 身者向けの寮の整備 〔必要性〕町外出身者を地域で受 け入れるための基盤住宅の確保 〔効果〕安定した生活基盤の確保 及び定住促進。	住田町		
	空き家リフォーム補助事業 〔事業内容〕要件を満たす空き家 リフォームを行う者に対し補助 〔必要性〕住環境の整備に必要。 〔効果〕移住・定住化の促進と経	住田町		

	(8) その他	済的負担の軽減。さらに地域経済の活性化につながる。 備蓄用食料品等購入事業 避難所資機材等購入事業 防犯灯新設事業	住田町 住田町 住田町	
--	---------	--	-------------------	--

6-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

7-1 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

少子化が進行していることや子育てに対するニーズが多様化していることから、安心して子供を産み育てられる子育て環境の充実が求められています。

町内の児童施設は、保育園が2カ所、児童館が1カ所と、いずれも町立の施設です。令和7年4月1日現在で、全入園児数は79人となっており、令和3年4月1日時点と比べ29名減少しています。

本町では、子育ての支援を充実させるため、乳児保育、延長保育、一時保育など住民のニーズに応じた事業を推進するとともに、平成27年度から3～5歳児の全員入所や保育料の無料化等を実施し、入所条件の緩和と負担軽減に努めてきました。

下有住児童館は、老朽化が著しいことから、平成24年に建て替え、児童の遊び場の確保に努めました。また、下有住児童館を拠点とした下有住放課後子ども教室、上有住地区公民館を拠点とした上有住放課後子ども教室を設置し、小学校下校後における児童の安全な居場所の確保に努めています。このほか、世田米地区には、保護者会で運営している世田米学童クラブがあり、その支援に努めています。

本町では、少子化が進行していることから、移住や住宅政策などと一体となり、子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めるため、今後も、保育サービスの拡充や子育て支援施策を充実させていく必要があります。

(2) 高齢者福祉施設

全国的に高齢化が進む中、本町の高齢化は著しく、令和6年10月1日現在の高齢化率は48.5%であり、岩手県内の市町村では3番目に高く、全国の29.3%岩手県の35.6%を大きく上回っています。また、社人研の令和5年推計では、令和22年(2040年)における本町の人口は3,182人であり、高齢化率は49.6%になると予測されています。

本町の高齢者福祉施設は、特別養護老人ホームが1カ所、デイサービスセンターが4カ所、グループホームが1カ所、高齢者生活福祉センター居住部門が1カ所となっています。

そのうち、特別養護老人ホームは、社会福祉法人が運営しており、平成27年9月の移転により、入所者定員が63床(ショートステイ11床含む。)から入所者定員も80床(ショートステイ10床含む。)に増床し、入所待機者の解消が図られています。

デイサービスセンターは、2つの社会福祉法人が世田米と上有住の2地区にそれぞれ整備し、サービスを提供していましたが、利用者の増加に伴い、平成22年には下有住地区に開所した他、令和元年9月に合同会社が世田米地区に開所し、現在では4か所のデイサービスセンターにより、サービスの向上と利便性の確保に努めています。また、高齢者生活福祉センター居住部門は、上有住地区のデイサービスセンターと併設し運営され、定員10人となっています。

グループホームは、認知症高齢者へのサービスの充実を図るため、平成22年4月に「グループホームかっこう」が開所し、社会福祉法人が運営しています。

高齢者生活福祉センター居住部門は、冬季間の一時的な利用により、ひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域での安心した暮らし、生活の提供に寄与しています。

今後も、住宅の老朽化や立地条件などにより、自宅での生活が困難なひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、安全で安心できる居住サービスの充実が求められています。

高齢者の総合相談の中核機関として役割を担う地域包括支援センターでは、各種講座や研修会の開催、訪問型・通所型サービス、ケアマネジメント業務を通じた介護予防事業、認知症高齢者支援などを進めるため、保健・医療・介護・福祉の関係機関と連携して取り組んでいます。

本町においては、高齢者福祉施策の充実と介護予防の推進を図るため、介護サービス基盤の整備を含む総合的計画として、令和6年3月に「住田町老人福祉計画・介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）を策定しました。今後は、この計画を確実に進めるために、関係機関との連携体制を強化し、介護を必要としない元気な高齢者を増やす介護予防事業を重点化し、各種事業を展開する必要があります。

（3）障がい者福祉施設

本町の障がい者数は、身体障害者手帳所持者 259 人（69.5%）、療育手帳所持者 67 人（18.0%）、精神障害者保健福祉手帳所持者 46 人（12.4%）を合わせ、令和7年3月末現在で 372 人となっています。

障がい者福祉は、障がい者が必要なサービスを適切に受けられる環境づくりが重要です。そのためにも、関係機関と連携を図りながら、相談体制の確保と情報を共有する必要があります。また、障がい者の家族の負担を軽減する支援も必要となっています。

町内の障がい者施設は、就労継続支援B型事業所の1カ所のみであり、特定非営利活動法人が運営しています。今後も、地域での生活を支援し、就労が困難な方の知識や能力の訓練を行い、就労に結び付けていく必要があります。

また、障がい者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、障がい者の自立と社会参加の促進や地域住民の障がい者に対する理解と協力する意識の醸成を図っていく必要があります。

さらに、子育て施策と連動した障がい児支援も強化していく必要があります。

（4）その他

母子保健については、安全な出産と育児に対する支援、子どもたちの健やかな成長を促すための施策を進めるため、乳幼児の各種健診の実施や育児相談に努め、発達状況の把握や子育て不安の解消、早期治療など適切な実施を図りました。

健康づくりについては、住民一人ひとりが“自分の健康は自分で守る”ことを意識し、健康づくりの行動指針として、令和6年3月に「健康すみた21プラン（第4次）」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小及び糖尿病重症化予防を目標として、住民が自発的に健康づくりに取り組む方向性を定め、がん検診の推進、生活習慣の改善、喫煙率の低下、多量飲酒者の減少、運動習慣の定着などに努めています。

また、食生活を取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化や核家族化、共働き世帯の

増加などにより大きく変化していることから、妊娠出産期・幼児期・学童期・思春期・成人期・高齢期に応じた離乳食教室、食育教室、栄養教室などを開催し、朝食の大切さ、偏食の改善、生活習慣病予防に努めています。今後も、住民の健康データ等の整備を充実させ、相談・サービス提供体制の確保、情報の集約化を図りながら、関係機関などと連携を強化し、取り組みを継続する必要があります。

本町の出生数は、令和3年度で16人、同4年度で10人、同5年度で13人、同6年度で8人と低い水準で推移している一方で、死亡数は令和2年度に101人、同3年度に126人、同4年度に104人、同5年度に131人と、100人以上の水準で推移しています。人口は減少の一途を辿っていることから、人口対策と合わせ、子どもを産み育てやすい環境を整備していく必要があります。そのためにも、乳児健診の充実、出産祝い金の交付、医療費の無料化などを継続する必要があります。また、妊娠や出産に対する精神的、経済的な負担軽減を図るとともに、妊娠後の健康診断や相談、家族や職場周辺の支援体制の環境づくりを進めることが重要です。

感染症対策は、新型コロナウイルスを始めとして様々な感染症が蔓延する、若しくは新たな感染症の発生及び蔓延する可能性もあることから、医療機関と緊密な連携により、感染予防の啓発と安全な予防接種を実施する必要があります。

地域福祉については、若い世代の流出や少子高齢化などにより、コミュニティ機能の低下が大きな課題となっています。これらの状況に対応するためには、地域全体で支え合いや助け合いの意識醸成を図る必要があります。自治会、民生児童委員、ボランティア団体などが、連携を密接にすることが重要であり、町社会福祉協議会が主体となり設置しているよりあいカフェなどは、気軽に寄り合える居場所づくりとして必要となっていることから、継続した支援が求められています。

7-2 その対策

(1) 子育て環境の確保

- ① 子育てに関する情報提供や安心して子どもを育てられる環境整備を図ります。
- ② 乳幼児の受入が増加傾向にあることから、保育園における受入れ体制の確保を図るとともに、病児・病後児保育など住民のニーズに対応した新たな支援に努めます。
- ③ 次代を担う子どもの育成支援体制を強化するため、家庭・地域・学校・事業所の連携を図ります。
- ④ 全年齢児の保育料無償化の継続や、保育園と小学校との連携強化により、確実な就学前教育の場の確保と質の向上に努めます。

(2) 高齢者福祉施設

- ① 高齢者福祉サービスの充実と介護予防の推進を図ります。
- ② 介護の労をねぎらい重度要介護者を介護する家族介護者に対して、引き続き支援を図ります。
- ③ 地域包括支援センターについては、地域包括ケアの中核機関として、相談機能の強化、介護予防施策の充実を努め、介護・福祉・医療・保健機関との調整を図ります。

(3) 障がい者福祉施設

- ① 障がい者の相談支援や地域支援活動、居住環境整備、就労支援の充実のため、関係機関や事業者と連携を図り、障がい者の支援体制の確保を図ります。
- ② 障がい者の就労機会が得られるように、就労移行支援事業や就労継続支援事業のサービスの提供や障がい者の自立や社会参加を促進するための支援に努めます。
- ③ 障がい児の早期発見、早期支援に努めます。

(4) その他

- ① 食生活の改善や指導を積極的に推進し、生活習慣病予防と重症化防止施策を図ります。
- ② 各種検診の受診率の向上に努めるとともに、健康づくりの相談や事後指導の充実を図ります。
- ③ 感染症の予防対策を強化するため、助成制度を継続しながら、各種予防接種率の向上に努めます。
- ④ 妊産婦検診に伴う交通費、出産祝い金や医療費などの経済的な支援に努め、引き続き子育て支援を図ります。
- ⑤ 保健活動や訪問指導の充実を図り、疾病の予防対策と健康管理の増進に努めます。
- ⑥ 地域の福祉活動を行う関係団体の機能の充実と活動強化のための支援を図ります。

7-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	病後児保育施設整備事業	住田町	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	出産祝い金交付事業 〔事業内容〕 第3子以上の子を出産した場合に祝金を交付 〔必要性〕 次世代を担う子どもの確保。 〔効果〕 人口増加及び活性化。	住田町	
		子育て医療費助成事業 〔事業内容〕 18歳までの医療費を助成 〔必要性〕 保護者の経済的負担の	住田町	

		<p>軽減。 〔効果〕子育ての支援体制の充実。</p> <p>放課後児童健全育成事業 〔事業内容〕放課後児童クラブの運営に対する補助 〔必要性〕児童の健全育成。 〔効果〕児童の健全育成と保護者が安心して働く機会の創出。</p>	住田町	
	高齢者・障害者福祉	<p>高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業 〔事業内容〕高齢者及び障害者が暮らしやすいようリフォームを行う場合に補助 〔必要性〕高齢になっても障害があっても住み慣れた家で生活できる環境の構築。 〔効果〕施設利用ではなく在宅で生活できることで介護保険等の抑制。</p>	住田町	
		<p>生活支援拠点整備事業 〔事業内容〕障害福祉等の高度な専門性を有した体制の整備 〔必要性〕地域体制の整備。 〔効果〕安心した地域生活が送れる体制。</p>	住田町	
		<p>家族介護者手当支給事業 〔事業内容〕在宅の重度要介護者を介護している家族に手当金を支給 〔必要性〕経済的負担の軽減。 〔効果〕施設入所等の抑制につながることで介護給付費の抑制。</p>	住田町	
		<p>緊急通報装置設置事業 〔事業内容〕緊急通報装置の貸与</p>	住田町	

		及び管理 〔必要性〕 安心した地域生活の確保。 〔効果〕 安心した自宅生活を送ることによる不安の解消。		
	(9) その他	社会福祉協議会補助事業 〔事業内容〕 社会福祉協議会への補助 〔必要性〕 地域福祉の推進。 〔効果〕 高齢者、障がい者等の活動の場の確保。	住田町	
		妊産婦、乳幼児健診事業	住田町	
		妊産婦健診等交通費支援事業	住田町	
		健康診査事業	住田町	
		各種予防接種事業	住田町	
		公共施設等維持、修繕事業	住田町	

7-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第8 医療の確保

8-1 現況と問題点

町内の医療機関は、平成 29 年を最後に民間医科診療所がすべて閉院となり、県立大船渡病院附属住田地域診療センターのほか歯科医院が 2 カ所となっています。

県立大船渡病院附属住田地域診療センターは、平成 20 年に県立住田病院が診療所化し、平成 21 年からは休床化としています。現在は内科、外科で診療を行っています。また、月単位や週単位で行われる定期的な応援診療は、泌尿器科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科の 4 科となっています。

民間医科診療所の閉院に伴い多くの町民が、町外医療機関での通院治療を行わざるを得ない状況となっており、そのための移動が経済的、精神的、身体的な負担となっています。さらに、休床化により、町内には入院可能な医療機関がなくなり、入院治療が必要な患者は、県立大船渡病院、県立高田病院、県立遠野病院など町外の病院を利用せざるを得ない状況となっています。

寝たきりなどによる在宅療養者においては、医師が定期的に訪問診療を行っていますが、急変時の往診は行われていないため、救急搬送を依頼するしか術はなく、また、オンラインによる遠隔診療については、医療従事者の不足などの理由から福祉施設入居者のみに限定しているなど、対象者の拡大には至っていない状況となっています。

これらの状況から、可能な限り、住み慣れた地域で安心して医療サービスが受けられるよう訪問看護ステーションを平成 31 年に開設、保健や福祉、介護分野の既存サービスが連携したサービス提供を行っています。今後も、医療、保健、福祉、介護等の関係者が連携し、こどもから高齢者まで町民の健康を守るため、本町の実情に合わせたサービスの構築や事業のあり方について検討していく必要があります。

8-2 その対策

- ① 医療体制の安定のため、引き続き医師を含めた医療従事者の確保に努めます。
- ② 町民が住み慣れた地域で安心して生活や療養が送れるよう介護及び福祉分野とも連携した体制の構築に努めます。
- ③ 緊急時の医療サービス確保として、気仙医師会や気仙歯科医師会と連携を図り、休日・祝日の当番制の維持に努めます。
- ④ 近隣医療機関等と連携した保健医療介護連携体制の構築に努めます。
- ⑤ 大船渡市との定住自立圏共生ビジョンにおいて、圏域住民が安心して暮らすことができるよう ICT ネットワークを活用した医療・介護の効率化とサービスの向上を図ります。

8-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	<p>地域医療対策事業 〔事業内容〕 医師を目指すものへの奨学金の貸し付けや地域医療対策に関する補助 〔必要性〕 医師不足の解消及び医療体制の整備。 〔効果〕 安心して暮らせる医療体制の充実。</p> <p>保健医療介護連携体制構築事業 〔事業内容〕 保健医療介護連携体制の構築のための事業に対する補助 〔必要性〕 医療資源不足の補完。 〔効果〕 適切な医療体制の維持。</p> <p>地域医療介護情報ネットワーク事業 〔事業内容〕 近隣の医療・介護・保健・福祉機関をネットワークで結んだシステムの運用負担金 〔必要性〕 適切な医療が受けられる体制の整備。 〔効果〕 受診時間の短縮や適切な薬の処方。</p> <p>在宅当番医運営負担金 〔事業内容〕 休日の医療機関体制を維持するための負担金 〔必要性〕 救急医療体制の確保。 〔効果〕 適切な医療体制の維持。</p>	<p>住田町</p> <p>未来かなえ 機構</p> <p>未来かなえ 機構</p> <p>気仙医師会 気仙歯科 医師会</p>	

		看護師確保対策（地域おこし協力 隊事業） 〔事業内容〕 看護師を地域おこし 協力隊として設置 〔必要性〕 医療従事者の確保。 〔効果〕 医療体制の安定。	住田町	
--	--	---	-----	--

8-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第9 教育の振興

9-1 現況と問題点

(1) 学校教育

本町では、出生率の低下などに起因し、児童生徒数の減少傾向が進む中であって、学校の適正規模化と教育環境整備のための学校統合を行ってきました。令和7年5月現在の学校数は、町立の小学校2校、中学校1校、県立高等学校が1校となっています。児童生徒数は、小学校が134人、中学校が69人、高等学校が66人となっており、令和元年5月現在と比較しますと、小学校では38人減少、中学校では32人、高等学校では25人減少となっています。

なお、令和6年度には中学校を統合しており、小学校についても統合についての議論を進めていく必要があります。

学校施設については、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時における避難所や地域コミュニティ施設としての役割を果たすことから、安全で快適な環境の確保が必要です。そのため、老朽化している学校校舎や屋内運動場などの維持補修及び改修は、小学校統合の検討状況等を考慮しつつ、計画的に進めていく必要があります。

就学前教育については、幼児教育の場を保育園に一元化し、義務教育への円滑な適応と滑らかな移行のため重要な取り組みとして、今後もより一層の充実を図る必要があります。

学校教育については、生涯学習の基礎を培う観点に立ち、基礎的な内容を確実に習得させることを重点に置いて、一人ひとりの個性に応じた教育、自ら学ぶ意欲の育成に努めてきました。特に、本町独自の取り組みとしては、森林環境教育、国際理解活動に加えて、平成29年度には県内初となる文部科学省研究開発学校に指定され、本町独自の教育カリキュラムである「地域創造学」をはじめ、保、小、中、高の系統的・継続的な学習活動の連携の強化に配慮した活動を展開してきました。

生徒数の減少傾向などから県立高等学校の統廃合も検討され、中山間地域・過疎地域においては、均衡ある高等学校教育を享受することが困難な状況が懸念されています。特に過疎地域においては、地域振興と一体となった高校教育が展開されてきており、本町では、「中山間地域における中高一貫教育校」のあり方を提言してきた経緯があります。今後とも基盤となる県立高等学校の魅力化推進の支援に努め、本町の特色である保・小・中・高の系統的・継続的な教育活動をさらに深めていく必要があります。

令和7年度現在においては、通学の便宜を図るため5台のスクールバスを運行しています。スクールバスの運行は、通学の確保や教育活動、学校行事の実施などに欠かせないものとなっており、児童生徒の通学の安全性や利便性を確保するためにも、状況の変化を捉えながら、計画的な更新が必要となっています。

さらに、少子化に伴う児童生徒の減少に対応した学校再編も含めた教育環境のあり方について検討していきます。

また、情報通信技術を活用し、情報化社会に対応した教育の推進が重要です。小・中学校では、コンピューターや情報通信ネットワークを活用した情報教育の定着を図ってきました。さらに、令和7年度には、GIGAスクール構想（第二期）のもと、児童生徒が

使用する学習者用端末及び通信ネットワーク環境の改善を実施しました。今後も個別最適化学習の実現に向け、教育 ICT のさらなる活用を進めてまいります。

学校給食センターでは、学校給食を町内の小中学校はもちろんのこと、学校の魅力づくりの支援として住田高等学校にも無償で提供しています。安全安心な学校給食の提供とともに、「食」に関する正しい知識を習得するための食育を推進し、地場食材の積極的な活用を図る必要があります。また、経年劣化に伴い、給食施設機器についても、計画的な更新が必要となっています。

(2) 集会施設、体育施設等

本町の、生涯学習施設は、中核施設の中央公民館のほか、町民の身近な生涯学習の拠点となる世田米地区公民館・下有住地区公民館・上有住地区公民館・大股地区公民館・五葉地区公民館の5地区公民館が設置されています。地区公民館は、生涯学習の拠点としてだけでなく、地域づくりの拠点ともなっているため、施設の充実と適正な維持管理が必要です。

令和2年度に新築された上有住地区公民館は、放課後子ども教室を設置しているため、児童の居場所にもなっています。また、老朽化している施設については、計画的に更新や解体を行う必要があります。

図書室については、中央公民館や各地区公民館等に整備され、多くの町民が身近な学習の場として利用しています。中央公民館については、経年により老朽化が著しく、その周辺整備と合わせて改築をする必要があります。また、図書室の蔵書の充実を図るとともに、管理体制を充実させるためシステム化の導入について検討する必要があります。

体育施設については、生涯の健康づくりの意識を高めるスポーツライフの実現のために、生涯スポーツセンター、社会体育館、運動公園が整備されています。社会体育館については、施設建設後45年以上経過し、老朽化が著しく、災害時の避難所にも指定されていることから、計画的な改修に努めています。

運動公園は、野球場としての機能を中心とした屋外型スポーツに対応した施設となっています。各種野球大会が開催されており、観客席の増設や施設管理体制の充実が求められています。一方、町内ではソフトテニス競技が盛んであるものの、通常の練習を含め、公式大会を開催できる屋外テニスコートが整備されていない状況にあります。生涯スポーツセンターについても、平成9年度に整備されていることから、施設の改修やスポーツトレーニング機器の更新などを計画的に行う必要があります。今後においては、スポーツ指導者講習会による指導者の養成などを図る必要があります。

本町では、令和5年3月に令和5年度～令和9年度を実施期間とする「第10次住田町教育振興基本計画」を策定し、生涯学習や生涯スポーツ分野においては子どもから高齢者までの各時期に応じた学習する機会の提供と、生涯にわたり積極的にスポーツを親しむ環境づくりを推進していることから、団体関係者や関係機関と連携し、生涯学習施設と体育施設を有効に活用した各種教室などの拡充を図る必要があります。

9-2 その対策

(1) 学校教育

- ① 森林環境教育と国際理解教育の充実を図ります。
- ② 情報教育の推進のため小中学校の情報機器の更新を図ります。
- ③ 児童生徒の通学の安全確保のため、計画的なスクールバスの更新を図ります。
- ④ 高校教育振興を進め、魅力推進のための支援を図ります。
- ⑤ 本町が独自で進める保・小・中・高の系統的・継続的な教育活動の充実を図ります。
- ⑥ 安全安心の学校給食を提供するため、給食施設関連機器の更新を図ります。

(2) 集会施設、体育施設等

- ① 生涯学習や地域づくりの拠点である地区公民館の機能強化を図ります。
- ② 中央公民館の整備を図ります。
- ③ 森林環境学習をはじめ、住民ニーズに応じ、学習機会の拡充に努めます。
- ④ 体育施設等の計画的な更新を図ります。
- ⑤ 体育施設の管理運営体制の充実を図ります。
- ⑥ 屋外スポーツ施設の整備の充実を図ります。
- ⑦ スポーツ技術の向上や運動する機会の拡大を図るため、各種教室や講習会、大会の開催に努めます。

9-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	学校教育環境整備事業	住田町	
	屋内運動場	各小中学校電気系統設備更新 各小中学校体育館改修事業	住田町 住田町	
	スクールバス・ポート	スクールバス購入事業	住田町	
	給食施設	配食車購入事業 給食センター機器等更新事業	住田町 住田町	
	その他	学校ICT環境整備事業	住田町	

	(3) 集会施設、体育施設等		
	公民館	中央公民館新築事業 五葉地区公民館改修事業 大股地区公民館改修事業	住田町 住田町 住田町
	集会施設	生活改善センター解体事業 無線 LAN 環境整備事業	住田町 住田町
	体育施設	大股地区公民館体育館解体事業 五葉地区公民館体育館改修事業 上有住地区公民館体育館解体事業 社会体育館改修事業 生涯スポーツセンター改修事業 屋外スポーツ施設整備事業	住田町 住田町 住田町 住田町 住田町 住田町
	図書館	図書室蔵書管理システム整備事業	住田町
	その他	ふれあい公園整備事業	住田町
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業		
	義務教育	中学生海外派遣事業 〔事業内容〕 中学生を対象とした海外派遣事業 〔必要性〕 世界で通用する語学力の育成。 〔効果〕 豊かな国際感覚の醸成。	住田町
	高等学校	住田高校教育振興事業補助 〔事業内容〕 住田高校教育振興会が行う事業への補助 〔必要性〕 教育振興の推進。 〔効果〕 経済的負担の軽減や新入学生の増加。 住田高校魅力化推進事業 〔事業内容〕 住田高校生へのキャリアサポートや学習サポート等	住田町 住田町

		<p>〔必要性〕 中山間地域・過疎地域における教育の質の確保。</p> <p>〔効果〕 教育等の質の向上や新入学生の増加。</p>		
	その他	<p>森林環境学習事業</p> <p>〔事業内容〕 保育園児から成人までを対象とした世代ごとの森林学習の実施</p> <p>〔必要性〕 世代ごとの森林学習の推進。</p> <p>〔効果〕 環境意識の向上及び人材育成。</p>	住田町	
		<p>国際理解教育推進事業</p> <p>〔事業内容〕 国際教育講師を採用した英語教育の実施や英語検定受験時の補助</p> <p>〔必要性〕 世界で通用する人材の育成や国際社会における主体性に生きていくための意欲の向上。</p> <p>〔効果〕 豊かな国際感覚の醸成。</p>	住田町	
	(5) その他	<p>きめ細やかな児童生徒育成支援事業</p>	住田町	

9-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第10 集落の整備

10-1 現況と問題点

本町の集落は、気仙川及びその支流に沿って、河岸段丘に点在しており、1次生活圏が世田米、下有住、上有住の3圏域で形成されています。

このうち、5つの地区公民館を単位として、住民が主体となって、協働による地域の特徴、特色を生かした地域づくりが行われてきました。また、地域などの枠組みにとらわれず、住民の意欲と自主性により、新たに組織される地域づくり団体等の活動を支援してきましたが、組織が脆弱であることや、参加者の固定化などにより、活動が縮小する傾向にありました。そのことから、団体間で情報を共有する異団体交流事業やふるさと納税制度を活用した支援の仕組みづくりに努めてきました。

また、22ある各基礎集落には、自治公民館が組織されており、それらを中心とした多様なコミュニティ活動を通じて、昔ながらの伝統や文化、地域連帯の意識と郷土愛が受け継がれています。

近年は、すべての集落において、人口減少問題が表面化しており、65歳以上の高齢者が住民に占める割合の40%を超える集落が大部分を占め、50%を超える集落も点在し始めています。そのため、空き家の増加や、集落機能を維持するのが困難な集落も出始めています。このことは、集落のコミュニティ活動を担う若年者の不足、高齢者のみの世帯の増加につながっており、その結果、公民館や消防団活動などの運営が困難な集落が多くなっています。そのため、地域の持続的発展を進めるため、住民と行政とが一体となって地域づくりを進めていくことがより重要になっています。

これらのことから、コミュニティを支える人材の育成などを進めるとともに、コミュニティ機能が脆弱な集落に対し、集落の機能を補完する仕組みづくりや、住民が主体的にまちづくりに取り組める体制を構築し、まちづくり活動の支援と活性化を図る必要があります。

10-2 その対策

- ① 集落のコミュニティ機能を維持し自立した地域づくりを推進するため、住民の協働意識の醸成と組織体制の強化に努めます。
- ② 地域の課題解決や活性化を図るため支援を拡充します。
- ③ 地域づくり団体やNPO団体等との連携を強化し、継続した支援を図ります。

10-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地域づくり推進事業 〔事業内容〕 小さな拠点づくり中間支援業務及び地域交付金 〔必要性〕 地域住民が主体となって町づくりに取り組む環境の整備。 〔効果〕 住民の町づくりに対しての意識の向上。	住田町	
		協働推進事業 〔事業内容〕 町づくり団体が行う事業に対して補助 〔必要性〕 地域住民が主体となって町づくりに取り組む環境の整備。 〔効果〕 地域の活性化。	住田町	

10-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第 11 地域文化の振興等

11-1 現況と問題点

芸術文化は、人々に感動と安らぎをもたらし、生きる喜びとなり、豊かな人間性や創造性を高め、感性を育みます。それが、個性あふれる町づくりにつながるるとともに、町全体の活力を高めます。しかしながら、芸術文化の成果発表の場でもある文化産業まつりなどでは、鑑賞者の少ない中での出品や舞台発表となっており、出品者や発表者の意欲の喪失につながりつつあります。

本町では、芸術文化協会が中心となり、多種多様な加盟団体がそれぞれ地域を活性化するため、その振興を図っていますが、参加者の減少やリーダーの高齢化など、町民憲章に掲げる「かおり高い伝統」の維持継承も懸念される状況であり、活動を維持するためにも継続した支援が必要となっています。

一方、本町の長い歴史の中で生まれ、先人達が築き上げ、守り受け継がれてきた町民共有の財産である貴重な文化財は、町民の郷土を愛する心を育むとともに、創造力豊かな文化の指針となります。また、生活や志向の変化が進む中で、歴史や伝統や資源の損失、風化、衰退が進みつつある現状となっています。

町内には令和 7 年 4 月現在、指定文化財は、国指定名勝 1 件、史跡 1 件、県指定有形文化財 2 件、町指定の有形文化財 3 件、天然記念物 1 件、無形民俗文化財 6 件、国登録有形文化財 2 件、埋蔵文化財包蔵地として 125 カ所が遺跡台帳に掲載されていますが、埋蔵文化財包蔵地の調査保護、指定文化財の定期的な調査などの活動は十分とはいえず、文化財全体での調査保護体制を強化する必要があります。

国指定史跡「栗木鉄山跡」について、保存活用計画の策定を進めており、史跡の保存と活用に向け動き出しています。また、国指定名勝「イーハトーブの風景地」の指定地である「種山ヶ原」の保護と活用、全 6 巻からなる「住田町史」と「住田の歴史と文化」の活用、国登録有形文化財である旧上有住小学校校舎（民俗資料館）の活用による町民の愛護思想の高揚と後世への確かな伝承を行う必要があります。

町内の個人宅から発見された経巻が、藤原秀衡が中尊寺に奉納した「紺紙金字一切経」である可能性が極めて高いことが判明しました。このような国宝級の価値を有する文化財が地域内で発見されたことを契機に、地域の歴史・文化資源の価値を再認識する動きが広がっています。こうした動きを踏まえ、日本遺産「みちのく GOLD 浪漫」の追加加入について検討する必要があります。伝統芸能においても、それぞれの地域で守り受け継いできていますが、若い世代の担い手不足やリーダーの高齢化など、その維持継承が大きな課題となっています。

旧上有住小学校校舎を活用した民俗資料館は、建物自体が気仙大工の匠の技術を残す文化財であり、産金・製鉄・養蚕・木炭など地域の生活や生業に密着した民俗資料が収集されています。平成 23 年度には、屋根の改修を終え、住民によるボランティア活動による展示物の整理や自主事業の展開など地域の民俗資料館として活用されています。民俗資料館の入館者は、令和 6 年度は 263 人であり、令和元年度の 348 人から減少しており、入館者の増加を図るため、町内外に関わらず各種文化財と合わせて、学習教材や観光資源として活用する必要があります。

11-2 その対策

- ① 優れた芸術文化に触れる機会の提供に努めます。
- ② 芸術文化団体や郷土芸能団体を支援し、文化活動の活性化を図ります。
- ③ 芸術や文化に関わりを持つ自主活動グループの育成を図ります。
- ④ 国指定史跡「栗木鉄山跡」と、国指定名勝「イーハトーブの風景地」の指定地である「種山ヶ原」を一体として文化価値の向上に努めます。
- ⑤ 産業体験学習活動を通じた取り組みを強化するため、体験交流機能、情報発信機能の充実を図ります。
- ⑥ 各種文化財を保全する環境を整備し、学習教材や観光資源としての活用を図ります。
- ⑦ 歴史、文化、自然を生かした体験コースを設定するとともに、インストラクターや歴史・文化財ガイドの育成を図ります。

11-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	栗木鉄山跡整備事業 民俗資料館改修事業	住田町 住田町	
	(3) その他	文化産業まつり開催事業 民俗資料館関連事業 日本遺産「みちのくGOLD浪漫」 関連事業	住田町 住田町 住田町	

11-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

第 12 再生可能エネルギーの推進

12-1 現況と問題点

本町では、平成 10 年に発生した豪雨を原因とした林地残材等の流出による大水害を契機に、新エネルギー導入の基本指針とその具体化方策の策定を目的とした「住田町地域新エネルギービジョン」を平成 13 年に策定しました。また、環境に配慮した循環型地域社会の実現に向け、町独自の林業振興計画を策定し、町内企業へ木質ペレット製造施設の導入、公共施設への大型の木質バイオマス利用機器の導入、また、一般家庭等向けに木質燃料燃焼機器設置に対する補助事業の創設など、木質バイオマスによる森林エネルギーの循環システムの構築に努めてきました。

平成 29 年には本町の再生可能エネルギーの導入拡大に関する新たな基本方針である「住田町再生可能エネルギー活用推進計画」を策定しました。同計画においては、本町の状況、特性等を踏まえ、太陽光及び木質バイオマスの各エネルギーの利用可能性が高いと位置づけられており、今後、両エネルギーを中心に活用した事業展開をしていくこととしています。

太陽光エネルギーについては、利用が日中のみで天候に左右される不安定要素はありますが、災害等非常時における電源確保に有効であり、公共施設に設置した太陽光発電施設を適正に管理・運用していく必要があります。

木質バイオマスエネルギーについては、切捨間伐等により生じる林地残材がエネルギー資源として期待されることから、林地残材等を有効に活用し、木質バイオマスエネルギーの利用促進に資する事業を推進していく必要があります。

12-2 その対策

- ① 太陽光発電設備の適切な維持管理、計画的な運用を推進し、災害等非常時における電力の安定確保に努めます。
- ② 未利用間伐材等の木質バイオマス資源を有効活用するため、森林資源の活用を推進する事業を展開します。

12-3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能 エネルギー 利用の促進	(1)再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー活用推進事業 〔事業内容〕 公共施設太陽光発電設備の維持管理及び運用 〔必要性〕 災害等非常時における電源確保に有効。 〔効果〕 災害時あるいは非常時に	住田町	

	(3) その他	おける電力の安定確保。 森林資源活用推進事業 木質燃料燃焼機器設置補助事業 ペレットストーブ2台/年	住田町 住田町	
--	---------	---	------------	--

12-4 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の整備や維持・管理については、住田町公共施設等総合管理計画における、「公共施設等の管理に関する基本的な方針」と「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」のもと、本計画と整合性を図りながら必要な事業を実施します。

地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において年次的に事業の実施を図ります。

13 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<p>住まいの相談窓口の設置</p> <p>〔事業内容〕 町営住宅や空き家、民間アパートなどの住宅情報の他、教育や医療、福祉などを含めた暮らしに関する情報ワンストップで提供する相談窓口の設置</p> <p>〔必要性〕 移住者が必要とする情報を入手できる環境の整備。</p> <p>〔効果〕 移住者の情報収集及び定住支援の推進。</p>	住田町	
		<p>移住者用住宅の整備</p> <p>〔事業内容〕 町外から移住する子育て世帯等を対象に、一定期間の賃貸後に無償で譲渡する移住者用住宅を整備</p> <p>〔必要性〕 移住者の受け入れ環境の整備及び物件不足の解消。</p> <p>〔効果〕 移住者を受け入れるための住宅の確保と定住の促進。</p>	住田町	
		<p>移住支援金</p> <p>〔事業内容〕 岩手県とともに一定の条件のもと首都圏からの移住者に対して支援</p> <p>〔必要性〕 町の移住定住の促進及び町内中小企業等の人手不足を解消。</p> <p>〔効果〕 移住定住を促進しつつ企業の人手不足の解消。</p>	住田町	
		<p>空き家活用事業</p> <p>〔事業内容〕 空き家バンクの運営</p> <p>〔必要性〕 空き家自体の解消と住居を探している人たちへの適切な</p>	住田町	

	地域間交流	<p>情報提供のため必要。 〔効果〕 不適切な状態の空き家の解消と移住定住の促進。</p> <p>多文化共生事業 〔事業内容〕 地域住民と外国人住民が国籍を超えた良好な関係を築くためのサポート体制の構築 〔必要性〕 外国人住民との交流機会の創出や生活に必要となる情報の提供方法等の確立。 〔効果〕 国籍を超えた住民同士の相互理解が図られた多文化共生社会の実現。</p> <p>関係人口創出事業 〔事業内容〕 関係人口の創出と、これらと連携した魅力の発信と情報収集 〔必要性〕 人口減少による地域の担い手確保、育成。 〔効果〕 人口減少による地域の担い手確保、育成。</p> <p>つながり創出事業 〔事業内容〕 町内外の関係人口の方々、地域の方々が交流する機会を創出 〔必要性〕 町の課題や展望を様々な視点から検討し、地域課題の解決に寄与。 〔効果〕 居住地に縛られずつながりを持つことができ、交流の機会を通じた地域の活性化。</p> <p>仕事と学びの場創出事業 〔事業内容〕 町内外の企業や個人が交流する機会を創出 〔必要性〕 多様な仕事と学びを通</p>	住田町	
			住田町	
			住田町	
			住田町	

		<p>じて、職業選択の幅を拡大し、地域で働いてくれる人材の確保。</p> <p>〔効果〕仕事と学びを通じた交流により、新たなつながりを構築。</p>		
		<p>SNSによる情報発信に関する業務</p> <p>〔事業内容〕SNSを活用し町の事業等を情報発信</p> <p>〔必要性〕町の現状をいち早く情報発信することができる。</p> <p>〔効果〕町に興味関心を持つ人を増やすことで新たなつながりが期待。</p>	住田町	
		<p>ふるさと住田会運営補助</p> <p>〔事業内容〕ふるさと住田会への補助</p> <p>〔必要性〕移住定住の促進と町のつながり維持。</p> <p>〔効果〕移住定住の促進や新たなつながりの創出。</p>	住田町	
	人材育成	<p>地域おこし協力隊設置事業</p> <p>〔事業内容〕各事業に適した地域おこし協力隊の設置</p> <p>〔必要性〕地域課題の解決や活性化に取り組む人材の確保。</p> <p>〔効果〕地域との関わりの創出、地域の活性化。</p>	住田町	
		<p>人づくり事業</p> <p>〔事業内容〕地域の若者同士がまちづくりをテーマに交流する懇談会を開催</p> <p>〔必要性〕地域活動の中心的存在となる若者の育成及び発掘。</p> <p>〔効果〕地域内共助や地域活動への積極的な参加。</p>	住田町	

2 産業振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p>農業生産振興事業費補助事業 〔事業内容〕 農業生産振興に関する補助 〔必要性〕 新技術、新規作目の導入及び遊休農地等の活用の推進。 〔効果〕 新規取組の推進と農業生産の向上。</p> <p>担い手農業者経営支援対策事業費補助事業 〔事業内容〕 個人の新規就農や農業経営の法人化に対する補助。 〔必要性〕 後継者不足や高齢化が進む中、担い手確保が急務。 〔効果〕 担い手の確保。</p> <p>集落営農推進農林業振興会活動費補助事業 〔事業内容〕 集落営農に関する事業に要する経費に対する補助 〔必要性〕 集落での安定的な農産物生産や農作物の品質向上を図る。 〔効果〕 集落営農の推進。</p> <p>農業機械等導入支援事業費補助事業 〔事業内容〕 農作業の効率化・規模拡大に資する農業機械導入の補助 〔必要性〕 担い手不足による耕作放棄地の改善。 〔効果〕 担い手不足の中、経営規模の維持拡大。</p> <p>飼料用米生産拡大事業費補助事業 〔事業内容〕 飼料用米の生産に対して補助 〔必要性〕 飼料用米の団地化と遊</p>	生産組合	
			生産者	
			協議会	
			生産組合	
			生産者	

		<p>休農地の解消推進。 〔効果〕生産拡大と耕作放棄地の解消。</p> <p>飼料自給率向上対策事業費補助事業 〔事業内容〕飼料生産基盤の整備に関する補助 〔必要性〕町内飼料自給率向上の推進。 〔効果〕町内飼料自給率の向上。</p> <p>畜産振興対策事業費補助事業 〔事業内容〕畜産振興に関する補助 〔必要性〕防疫等の経営の安定化を図る。 〔効果〕事業の安全性の確保や品質の向上。</p> <p>生産基盤確保事業費補助事業 〔事業内容〕生産基盤の確保に関する補助 〔必要性〕優良な雌牛の導入と生産基盤の確保。 〔効果〕生産基盤の安定化。</p> <p>家畜導入資金供給事業費補助事業 〔事業内容〕家畜導入に関する補助 〔必要性〕生産基盤の確保。 〔効果〕生産基盤の安定化。</p> <p>林地流動化再造林推進事業費補助事業 〔事業内容〕再造林を前提に再造林未済地を購入した場合に補助 〔必要性〕適切な再造林の推進。 〔効果〕適切な再造林による森林</p>	<p>生産者</p> <p>農業協同組合</p> <p>農業協同組合</p> <p>農業協同組合</p> <p>林業事業者</p>	
--	--	--	---	--

		資源の確保。		
		アツモリソウ増殖事業 〔事業内容〕絶滅危惧種である町花の増殖事業 〔必要性〕保護・増殖に係る担い手の確保が急務。 〔効果〕希少な自然環境の保持。	事業者	
		気仙川内水面資源増殖事業費補助事業 〔事業内容〕町内河川における内水面漁業の増殖に関する補助 〔必要性〕適切な自然環境の保持。 〔効果〕自然環境の保持と漁獲量の維持。	漁業協同組合	
		林業応援隊員設置事業 〔事業内容〕私有林整備等に資する人材を林業応援隊員として任命し、町内林業事業体に隊員の受入を委託。 〔必要性〕林業就業者等の確保 〔効果〕林業労働力の強化	森林所有者	
		林業担い手対策事業費補助事業 〔事業内容〕林業担い手対策に関する補助 〔必要性〕林業就業者等の確保。 〔効果〕林業労働力の安定確保。	林業事業体	
		林業振興対策事業費補助事業 〔事業内容〕以下に関する補助 林業振興対策事業（開発作業道、ミニ作業道、らくらく道） 10,000m F S Cの森整備事業（再造林、下刈、枝打、獣害防止施設等整備、除間伐、間伐） 275ha	住田町	

		<p>F S C 高齢級間伐（間伐） 20ha</p> <p>〔必要性〕 災害に強く良質な木材生産及びF S C 認証林の拡大。</p> <p>〔効果〕 持続可能な森林管理の推進。</p>		
		<p>F S C 森林認証普及促進事業</p> <p>〔事業内容〕 F S C 森林認証のための補助等</p> <p>〔必要性〕 取得時の負担軽減と適切な認証林の管理。</p> <p>〔効果〕 持続可能な森林管理や販路拡大</p>	住田町	
		<p>森林経営管理制度事業</p> <p>〔事業内容〕 森林資源の調査分析及び森林所有者への資源情報のフィードバックをきっかけとした森林管理の方法の検討</p> <p>〔必要性〕 適切な森林管理を推進。</p> <p>〔効果〕 森林経営管理制度による森林資源の適切な維持確保。</p>	住田町	
		<p>森林病虫害等駆除事業</p> <p>〔事業内容〕 松くい虫の駆除及びナラ枯れ対策</p> <p>〔必要性〕 被害の拡大防止。</p> <p>〔効果〕 森林資源の適切な維持確保。</p>	住田町	
	商工業・6次産業化	<p>商品アップデートプロジェクト</p> <p>〔事業内容〕 特産品等新商品開発及び既存商品のアップデートの支援</p> <p>〔必要性〕 既存商品等の見直し。</p> <p>〔効果〕 商品のアップデートによる販路の拡大。</p>	住田町	

	観光	<p>事業承継支援事業 〔事業内容〕既存事業者の新たな担い手の確保支援 〔必要性〕新たな担い手の確保。 〔効果〕既存事業者の維持、拡大。</p> <p>空き店舗活用支援事業費補助事業 〔事業内容〕空き店舗を賃借して事業を開始した場合に補助 〔必要性〕中小業者の振興。 〔効果〕地域経済及び商店街の活性化。</p> <p>商工業指導事業費補助事業 〔事業内容〕商工会が経営又は技術の改善発達のために行う事業に補助 〔必要性〕商工会の活性化。 〔効果〕地域経済の活性化。</p> <p>住田町観光協会体制強化支援事業費補助事業 〔事業内容〕観光協会の体制強化に関する補助 〔必要性〕町の観光事業の推進。 〔効果〕町の知名度の向上や観光客誘致による経済の活性化。</p> <p>広域連携インバウンド対策事業 〔事業内容〕近隣市と連携したインバウンド誘客促進対策 〔必要性〕地域資源を活用した魅力の発信と地域経済の促進。 〔効果〕町の知名度の向上や観光客誘致による経済の活性化。</p> <p>販路開拓等支援事業 〔事業内容〕商談会等での商品プロモーションを行い、販路拡大を</p>	<p>住田町</p> <p>事業者</p> <p>商工会</p> <p>観光協会</p> <p>住田町</p> <p>事業者</p>	
--	----	---	--	--

<p>3 地域における情報化</p>	<p>(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他</p>	<p>図る 〔必要性〕 販路拡大の推進。 〔効果〕 町の知名度の向上、観光客の誘致と経済の活性化。</p> <p>町内観光施設等運営事業 〔事業内容〕 町内観光施設等の管理運営に係る業務 〔必要性〕 観光施設の活性化 〔効果〕 町の賑わいの創出</p> <p>特定地域づくり事業 〔事業内容〕 特定地域づくり協同組合 〔必要性〕 季節的な労働需要に応じた人材の確保。 〔効果〕 労働力不足の解消及び担い手の確保</p> <p>鳥獣害防止総合対策事業 〔事業内容〕 鳥獣害対策設備の設置に要する補助 〔必要性〕 鳥獣害被害の軽減。 〔効果〕 農作物等の安定確保。</p> <p>シカ等有害捕獲事業 〔事業内容〕 シカ等の捕獲事業 〔必要性〕 鳥獣害被害の軽減。 〔効果〕 農作物等の安定確保。</p> <p>地域情報番組制作業務委託 〔事業内容〕 町ケーブルテレビの運営業務委託 〔必要性〕 町内への適時適切な情報の周知。 〔効果〕 町政の推進、防災意識の向上。</p>	<p>住田町</p> <p>住田町</p> <p>住田町</p> <p>鳥獣害防止 総合対策協 議会</p> <p>住田町</p> <p>住田町</p>	
--------------------	---------------------------------------	--	--	--

		<p>〔必要性〕 保護者の経済的負担の軽減。</p> <p>〔効果〕 子育ての支援体制の充実。</p> <p>放課後児童健全育成事業 〔事業内容〕 放課後児童クラブの運営に対する補助</p> <p>〔必要性〕 児童の健全育成。 〔効果〕 児童の健全育成と保護者が安心して働く機会の創出。</p>	住田町	
	高齢者・障害者福祉	<p>高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業 〔事業内容〕 高齢者及び障害者が暮らしやすいようリフォームを行う場合に補助</p> <p>〔必要性〕 高齢になっても障害があっても住み慣れた家で生活できる環境の構築。 〔効果〕 施設利用ではなく在宅で生活できることで介護保険等の抑制。</p>	住田町	
		<p>生活支援拠点整備事業 〔事業内容〕 障害福祉等の高度な専門性を有した体制の整備</p> <p>〔必要性〕 地域体制の整備。 〔効果〕 安心した地域生活が送れる体制。</p>	住田町	
		<p>家族介護者手当支給事業 〔事業内容〕 在宅の重度要介護者を介護している家族に手当金を支給</p> <p>〔必要性〕 経済的負担の軽減。 〔効果〕 施設入所等の抑制につながることで介護給付費の抑制。</p>	住田町	
		<p>緊急通報装置設置事業 〔事業内容〕 緊急通報装置の貸与</p>	住田町	

7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	及び管理 〔必要性〕 安心した地域生活の確保。 〔効果〕 安心した自宅生活を送ることによる不安の解消。	住田町	
		社会福祉協議会補助事業 〔事業内容〕 社会福祉協議会への補助 〔必要性〕 地域福祉の推進。 〔効果〕 高齢者、障がい者等の活動の場の確保。		
		地域医療対策事業 〔事業内容〕 医師を目指すものへの奨学金の貸し付けや地域医療対策に関する補助 〔必要性〕 医師不足の解消及び医療体制の整備。 〔効果〕 安心して暮らせる医療体制の充実。	住田町	
		保健医療介護連携体制構築事業 〔事業内容〕 訪問看護ステーションへの補助 〔必要性〕 医療資源不足の補完。 〔効果〕 適切な医療体制の維持。	未来かなえ機構	
		地域医療介護情報ネットワーク事業 〔事業内容〕 近隣の医療・介護・保健・福祉機関をネットワークで結んだシステムの運用負担金 〔必要性〕 適切な医療が受けられる体制の整備。 〔効果〕 受診時間の短縮や適切な薬の処方。	未来かなえ機構	

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	在宅当番医運営負担金 〔事業内容〕 休日の医療機関体制を維持するための負担金 〔必要性〕 救急医療体制の確保。 〔効果〕 適切な医療体制の維持。	気仙医師会 気仙歯科 医師会	
		看護師確保対策（地域おこし協力隊事業） 〔事業内容〕 看護師を地域おこし協力隊として設置 〔必要性〕 医療従事者の確保。 〔効果〕 医療体制の安定。	住田町	
	高等学校	中学生海外派遣事業 〔事業内容〕 中学生を対象とした海外派遣事業 〔必要性〕 世界で通用する語学力の育成。 〔効果〕 豊かな国際感覚の醸成。	住田町	
	その他	住田高校教育振興事業補助 〔事業内容〕 住田高校教育振興会が行う事業への補助 〔必要性〕 教育振興の推進。 〔効果〕 経済的負担の軽減や新入学生の増加。 住田高校魅力化推進事業 〔事業内容〕 住田高校生へのキャリアサポートや学習サポート等 〔必要性〕 中山間地域・過疎地域における教育の質の確保。 〔効果〕 教育等の質の向上や新入学生の増加。 森林環境学習事業 〔事業内容〕 保育園児から成人までを対象とした世代ごとの森林学習の実施	住田町 住田町	

<p>10 集落の整備</p>	<p>(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備</p>	<p>〔必要性〕 世代ごとの森林学習の推進。 〔効果〕 環境意識の向上及び人材育成。</p> <p>国際理解教育推進事業 〔事業内容〕 国際教育講師を採用した英語教育の実施や英語検定受験時の補助 〔必要性〕 世界で通用する人材の育成や国際社会における主体性に生きていくための意欲の向上。 〔効果〕 豊かな国際感覚の醸成。</p> <p>地域づくり推進事業 〔事業内容〕 小さな拠点づくり中間支援業務及び地域交付金 〔必要性〕 地域住民が主体となって町づくりに取り組む環境の整備。 〔効果〕 住民の町づくりに対する意識の向上。</p> <p>協働推進事業 〔事業内容〕 町づくり団体が行う事業に対して補助 〔必要性〕 地域住民が主体となって町づくりに取り組む環境の整備。 〔効果〕 地域の活性化。</p>	<p>住田町</p> <p>住田町</p> <p>住田町</p>	
-----------------	---------------------------------------	---	----------------------------------	--